

上野賀郡、下野賀郡、足利郡、安蘇郡、足利市等となつてゐるのであります。被害額もひよう害としては未曾有といわれ、埼玉県では総額十七億圓に達し、農作物のおもなものは蔬菜が甚大被害を受け、その面積二千二百ヘクタールで八億八千万圓にのぼり、次は麦類で、五千五百ヘクタールで四億四千万圓、桑の被害による繭の減収三億圓となつてゐるのであります。群馬県は総額九億五千万圓で、麦類の減収二千二百キログラム、三億圓、蔬菜二億圓、桑の被害による繭の減収三億圓となつてゐるのであります。また栃木県の被害は六億圓で、麦類が四億圓の損害を、残りの二億圓は栃木県特産の大麻で、大麻の損害は県の生産量の三分の一以上といわれてゐるのであります。

以上が被害の概要であります。次いで、われわれの調査経路を簡単に申し上げます。

われわれは六月一日午前八時、衆議院前を自動車にて出発し、まず埼玉県に入り、深谷市役所におきまして県、市町村及び農業団体等の代表者から被害の説明と要望を受けたのであります。それによりまして、埼玉県は、被害の判明と同時に、被害農家一戸当たり五万円を限度として、年利五分の営農資金を総額一億圓貸し付けを行なうとともに、種苗確保の措置として、農災法適用作物については三分の一、その他のものについては二分の一の補助を、また肥料対策として水陸稲用については三分の一、桑、果樹等の樹勢回復用については二分の一の補助を実施することとし、それに必要な予算を一億一千万圓計上し、臨時県会に提出し

てゐることとあります。現地は最激甚地の深谷市周辺と妻沼市を視察し、十三時半、予定より三十分おくれ群馬県に入ったのであります。

群馬県では、知事みずから陣頭指揮を兼ねてわれわれを案内され、太田市周辺と尾島町の激甚地を回つたのであります。時間の関係で、被害地の関係者には太田市役所にお集まり願ひまして、実情の説明と要望を承つたのであります。知事の説明によりまして、群馬県は災害対策が制度化されており、したがつて今回は災害発生後二十四時間以内に県会を招集、災害対策条例を発動し、種子の確保、肥料の手当てを行ない、可能である最大限の適切な措置を講じたこととあります。そのためでありますか、被害を受けた桑の技払い、被害麦の焼却等再生産に力強く立ち向かつてゐる姿が見受けられたのであります。

栃木県には、最初の予定は十五時太田市役所で車を乗り継ぎ調査に入る予定でありましたが、埼玉県で三十分おくれ、群馬県でも地元の自動車事故に道をさえぎられ、四十分ほど立ち往生したため、栃木県では予定から一時間半ばかり時間がずれてしまつたのであります。したがつて、当初の調査予定地であつた栃木市吹上、寺尾、尻内、都賀村大柿、西方村金井及び金崎、鹿沼町を経て宇都宮市までのコースは大幅に変更されざるを得なくなり、地元山田委員の寛大な計らいと地元の御理解によりまして、現地は栃木市郊外の大麻の主産地吹上地区のみとし、関係者各位からは栃木市の県下都賀庁舎会議室において要望等を承つたのであります。この災害を受けた地方は全国

一のビール麦の生産地であり、大麻の特産地であります。この双方が徹底的な打撃をこうむつておつたのであります。

以上でわれわれの調査を完了し、小山駅発十九時の列車で帰京したのであります。

調査中に要望されました事項につきましては、いずれも同一のものが多くので便宜上一括し、われわれ調査委員の意見を付して申し上げます。

第一は、天災融資法の発動による天災資金の貸し付けの早期実現であります。天災法の発動は前回の委員会でも農林大臣が発動を言明してありますので、その点は解決してゐるのであります。被害者の強く要望してゐることは、特別被害農業者の指定についてであります。これが指定にあたつては、は災害の特殊性からして、十分実情に沿うように配慮されるときに、資金の貸し付けが常に六カ月以上もおくれで貸し付けられるが、今回はこのようになつてしまつたといふこととあります。

第二は、自作資金の貸し付けと貸し付け限度の引き上げであります。貸し付けワタつきましては、必要に応じ拡大できると思ひますが、貸し付け限度額につきましては、検討する必要が痛感されたのであります。それは、今度の災害は台風災害等と異なり、救済土木的な現金収入の救済事業が見当たらず、被害農家の生活資金はただこの自創資金にたよらざるを得ない現状にあるからであります。

第三は、天災資金、自創資金、改良資金及び農業近代化資金等既貸し付け資金の借りかえまたは据え置き期間及び償還延期についてであります。特に新しい農業近代化資金につきましては、今回の被害地においては、蔬菜の早期栽培用ビニール・ハウスに活用され、昨年度は非常な好成績をあげ、勇躍して二年目を迎えたやさきの壊滅的被害であります。農業近代化の推進という点からしても再貸し付けの道を開くとともに、既貸し付け分についても据え置き期間の延長により再生産の確保をはかつてやるべきであると思ふのであります。政府はこれが指導に万全を期すことを希望する次第であります。

第四は、等外麦の政府買い入れについてであります。等外麦の政府買い入れについては、等外麦の上の買い入れは決定してゐるようでありますが、規格を大幅に緩和し、救済の意味からも等外麦の大部分の買い入れ措置を講ぜられたのであります。

第五は、農業共済金の早期支払いであります。このたびの災害は一見してその被害の程度が明確に把握できるのでありますので、担当者を奮励して早期の支払いに努力されたいのであります。

第六は、被害農作物等の種苗の確保、樹勢回復用の肥料代については、前述のとおり、各被害県がそれぞれ手当てをしておりませんが、被害県のみに負担せしめず、国においても災害復旧の一端を受け持つという意味からも補助の方法を講ずべきであると思ふのであります。

第七は、小麦の安売りであります。これは過去の例からすれば、立法を要することとなるのではないかと思ふのであります。

資金の借りかえまたは据え置き期間及び償還延期についてであります。特に新しい農業近代化資金につきましては、今回の被害地においては、蔬菜の早期栽培用ビニール・ハウスに活用され、昨年度は非常な好成績をあげ、勇躍して二年目を迎えたやさきの壊滅的被害であります。農業近代化の推進という点からしても再貸し付けの道を開くとともに、既貸し付け分についても据え置き期間の延長により再生産の確保をはかつてやるべきであると思ふのであります。政府はこれが指導に万全を期すことを希望する次第であります。

第四は、等外麦の政府買い入れについてであります。等外麦の政府買い入れについては、等外麦の上の買い入れは決定してゐるようでありますが、規格を大幅に緩和し、救済の意味からも等外麦の大部分の買い入れ措置を講ぜられたのであります。

第五は、農業共済金の早期支払いであります。このたびの災害は一見してその被害の程度が明確に把握できるのでありますので、担当者を奮励して早期の支払いに努力されたいのであります。

第六は、被害農作物等の種苗の確保、樹勢回復用の肥料代については、前述のとおり、各被害県がそれぞれ手当てをしておりませんが、被害県のみに負担せしめず、国においても災害復旧の一端を受け持つという意味からも補助の方法を講ずべきであると思ふのであります。

第七は、小麦の安売りであります。これは過去の例からすれば、立法を要することとなるのではないかと思ふのであります。

であります。数量もたいした量にならと思われませんが、前例と同様の価格で安売りできる何らかの方法が講ぜられないものか研究し、早急に安売りできるようにすべきであると思ふのであります。

第八は、蔬菜に対する共済制度であります。蔬菜の主要地農家の切なる願ひとして、蔬菜を任意共済し、これを政府に再保険をする制度について、政府部内で真剣に研究し、早期に制度の確立を願うものであります。

第九は、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設に対する公庫資金の貸し付けであります。今回の災害は突風による農畜、畜舎等に多大の被害を受けてゐるのであります。したがつて、農林大臣は、この個人施設に對しての貸し付けの道を開くために、施設の指定を行なうようにすべきであると思ふのであります。

最後に、群馬県下に発生した霜害につきましても、ひよう害等の対策と同一の扱いにより善処されんことを望みまして私の報告を終わります。(拍手)

○長谷川委員長 次に、福岡県下の長雨による麦被害について、稲富君から発言を求められておりますので、これを許します。稲富君。

○稲富委員 主管大臣の農林大臣が予算委員会に行つておられますので、この際委員長に特に要望いたします。委員長より私の質問いたします趣旨を大臣に伝えていただいて、これに対する適当な手打つて、直ちに国、農林省としての農林大臣のの方針をお示しを願ひたいと思ひます。

最初に委員長にお願い申し上げたいと思ひますことは、今回の九州及び西日本をおおひました長雨によります被害の状況というものは、実に言語に絶するものでございまして、おそれるにいたしき農林省におきまして、これが統計をとられておるようございまして、私の推定いたしますところによりますと、二百億内外を突破するだらうというやうな惨状でございまして、麦、なたね及びバレイショ、タマネギ等一切の夏作物というものは収穫皆無の状態にあるのであります。この中におきまして農民は、この処分と今後の生産に對する意欲を非常に失墜してゐるやうな状態であるのでありますので、私たちは今後農民に次の生産に大きな意欲を持たせるやうな処置をとることが最も必要であると思ひるのであります。こゝういふ意味から私はこの機会に、木農林委員会といたしまして、直ちに現地調査をやつて、そうしてこれに對する対策を樹立することが最も必要であると思ひるのであります。こゝういふ意味から、しかもその期限の問題でありまして、九州地方におきましては、すでに田植え期を控えておるのであります。現在の麦の刈り入れさえもできないやうな状態で、立つたままこれを焼こうとしたとしても、燃えないので困つております。全然実の入つていない麦の処分についておるやうな状態でございますので、この実情を見るためには少なくとも十日以前に行ふ必要があると思ひますので、早急に本委員会によつて現地調査をなされることを、この機会に委員長に特に申し上げたいと思ひるのであります。さらに政府の対策を要望する問題で

ありますが、これは何と申し上げても、今回の農作物の被害というものはほとんど収穫皆無でございまして、これは農災法によります概算払いの処置を直ちにひとつ政府で樹立していただきたいという事であります。さらに天災法の適用にあたりまして、今回の被害の状況より見まして特別地域としての指定を早く決定することが必要でありまして、これによりまして、あるいは利子におきましても最低の三分五厘以内の金利であり、それから返還期限におきましても五年といふ最も長い期限をとること、貸し付け限度におきまして、伊勢湾台風等の例もありまして、最高の貸し付け方法を樹立するやうな対策を政府でやつていただきたい、こゝういふことを特に申し上げたいと思ひるのであります。さらに等外麦の問題であります。委員長の手元に現地で収穫いたしました麦を持つてきておるのでございまして、これは麦と称することのできないやうな実態でございまして、政府が等外麦の買い上げができればいいけれども、もしも等外麦としての買い上げができないやうな場合には、これは収穫皆無とみなして考える。こゝういふやうな麦がありまして、収穫とみなさずと、いろいろ次の問題に支障を來たしますので、商品価値のないものは全然収穫皆無である、こゝういふやうな見当をつけて私たちは処置をすべきであると思ひるのであります。現にそゝういふやうな事情から刈ることさえも困難であるやうな状態でございまして、この点を考えていただきたいと思ひます。

さらに来年度の種子の問題ですが、おそれる来年度の麦の種子というものは確保できないというやうな状態でございまして、これは政府の責任において来年度の種子を確保するやうに、いまからひとつ処置をとっていただきたい。そして来年度の麦の生産に農家が安心して當たれるやうな方法を講じていただくやうに処置をとっていただきたいと思ひるのであります。さらに次期生産のための肥料代のごとき問題も、これは非常に困難を生じますのでこゝういふものに対する特別融資の方法を講じていただきたい。さらにまた考えますことは、現在の状況からいまして、天候等から見て、今年度の水稲におきましては相当に被害があるのではないかといふことが推定されておるやうなもので、いまからこゝういふことに対しては政府としての特段の考慮を払つて対策を講じていただく。こゝういふことを要望いたします。いづれ機会を見まして、大臣よりこれに對する所感を承りまして、さらにまた質問をいたしたいと思ひますので、とりあえず急を要します。この点だけを委員長を通じてひとつ政府に要望していただきますやうに希望を申し上げたいと思ひるのであります。

○長谷川委員長 引き続き、内閣提出にかかる沿岸漁業等振興法案並びにいづれも本院議員提出にかかる漁業基本法案、沿岸漁業振興法案、水産物の価格の安定等に関する法律案及び水産業改良助長法案、以上各案を一括議題といたし、審査を進めます。

質疑を行ないます。安井吉典君。

○安井委員 この間に引き続きまして、主として政府提出の沿岸漁業等振興法案に關しましてお尋ねを進めてまいりたいと思ひますが、私は、沿岸漁業を振興する上におきまして最も基礎的な重大な意義を持つのは、沿岸漁民のための漁場を確保するといふことではないかと思ひます。ところが政府御提出の法案の中には、そのやうな問題に對する基本的な理念といふやうなものが示されていないわけでありまして、この点、私は今回の政府案における大きな弱点だと思ひます。いふやうにお考えでございまして、どういふふうにお考えでございましてか。

○庄野政府委員 御指摘のやうに、漁業を振興する上におきましては、漁場の確保といふことも一つの大きな重要な点だと存じます。漁場の問題につきましては、沿岸漁業におきましては、漁業法によりまして法定の漁業権といふものにつぎまして、この漁場の確保並びに調整をいたしております。特に沿岸漁業におきましては、共同漁業権あるいは区画漁業権その他定置漁業権といった許可、認可漁業によりましてこれを行なつてゐるわけでございますし、また沖合なり、遠洋を中心といたします漁業につきましては、指定漁業といたしまして、農林大臣の許可によりまして、この漁場等に

関します調整並びに許可をいたしておるわけでございます。こゝういふ意味におきましては、漁業法に基づきまして、この漁場の権利関係なり調整なりをいたしておるわけでございます。なお振興法におきまして、漁場を積極的に造成するといふやうな事業につきましては、沿岸漁業等振興法案の中にもございまして、特に沿岸漁業におきましては、構造改善事業等によりまして漁場の造成、これは漁場改良事業等を中心といたしまして、それから三十八年度から大型魚礁につきましては、公共事業といふことにいたしまして、こゝういふた面の事業の促進をはかる、こゝういふたやうな措置を講じております。なお新しい漁場の開発といふやうなことにつきましては、国の事業あるいは助成事業といたしまして、調査をいたしまして、たとえば日本海におきましては、大和堆の開発といふやうなことを行ないまして、また遠洋におきましては調査船を出してカムチャッカ沿岸におきまして底びき網漁業の調査あるいは遠く熱帯あるいはアフリカといったやうなところの漁業の調査等を行なつたやうな漁場の開発につとめておるわけでございます。こゝういふた面を総合いたしまして漁場の確保、調査、開発といふことをいたしておる次第でございまして。

○安井委員 いまいろいろお話がございましたが、私は沿岸漁業者について、漁業権の問題は漁業法という法律がはつきりあるのですから、その中で規定されるのが当然だと思ひます。しかしながらこの沿岸漁業等振興法案は、政府のこの間うちからの御発言によりますと、あくまでも沿岸漁民に對

する基本法だという考え方であり、また、そういう基本法だという考え方があるのならば、漁業法を含めまして漁業法制定全体の中での沿岸漁業の漁場を確保するという姿勢がこの法律案の中に、はつきりめ込まれても悪くはないし、それどころかきわめて重大な意義があることであろうというふうな感じを持つておられます。現に沿岸漁民は、この間の質疑の中にもございまして、この間に中型機船及び網漁業との競合の問題が常々起きまして、その底びき漁業の禁止区域の拡大というものが、いつも大きな課題になってくるわけでありまして、沿岸漁業のどこかにお会いしても、やはりこの禁止区域の拡大の問題が、沿岸漁業の当面する一番大きな問題点だというふうな私どもは話を聞かされております。小さな魚まで全部洗いざらいとてしまふ、そういうようなことから資源の枯渇の問題が起きてまいりますし、同時にまた沿岸漁民の漁具が、その底びき漁船のために持つていかれてしまふ、こういうふうないろいろな角度からトラブルが常に絶えないわけですから、私どもは沿岸漁民を守るといふ立場からすれば、この底びきの禁止区域の拡大というふうな問題に、やはりもっと本式に政府は取りかかっていたかなければいけないのじゃないかと思うのです。さきに三十三年の九月二日の農林省告示で、禁止区域拡大の措置が講ぜられたことがございましたが、新しい段階におけるこの問題についての政府のお考え方を、ひとつこの際お聞きをしておきたいと思ひます。

○庄野政府委員 沿岸漁業と沖合いの底びき漁業との調整の問題でございすが、これは漁業法によりましてや資源の問題、それから沿岸漁業と底びき漁業との操業上の調整の問題というところで、漁業法に基づきます農林省令をもちまして、この調整をはかっております。御指摘のように、底びき漁業は非常に能率的な漁業でございまして、資源等の問題もあるわけでございます。そういう意味におきまして、底びき漁業の操業区域あるいは操業期間、そういうものを定めるにつきましては、沿岸漁業との調整も考えながら、やはり資源との関係もさらに科学的な調査等に基づいて検討いたしまして、禁止区域の設定あるいは操業期間の制限、そういったことを実情に即していたしておる次第でございまして、

なほ、漁業の方向といたしまして、沿岸漁業につきましては、構造改善対策事業によりまして、その構造的な改善をはかりながら沿岸漁業の振興をはかる、こういった考えでございまして、底びき等を営む形態におきましては、これは沿岸漁業等振興法におきましては、中小漁業が大部分でございまして、そういう面におきましては、沿岸漁業との調整をはかりながら、改善事項を公示するといったようなことで、融資等のあつせんをいたしまして、この生産性の向上あるいは不安定性の除去といったような施策を講じながら、漁業の振興をはかりたい、こういうふうな考えでございまして、

○安井委員 私のお聞きしておるのうことが、大きなウエイトになるわけでございます。そういう意味におきまして、かねてから漁業法におきましてそういった調整はいたしておるわけでございますが、なほ施策の方向といたしましては、沿岸から沖合いへ、沖合いから海洋へ、こういった方向で漁場が広がっていく、そういったことで、沖合いへ出ていく、そういったことで、沿岸へのしわ寄せはできるだけ避けていく、こういうふうな方向で施策をいたしておる次第でございまして、

○安井委員 慎重な御検討ということですが、いづれにしてもこれは常に新しい問題としてトラブルの問題が出ておりますから、やはりいつか慎重な御検討の結果として踏み切ったいただかなければいけない時期がくるのじゃないかと思ひます。そういう点、ひとつ申し上げておきたいわけでありまして、社会党の漁業基本法案の中には、漁場利用の基本原則という第七条の規定を置いております。それによつて公正な漁業生産の秩序を確保する措置の基本的な原則をここに掲げているわけでありまして、私どもは、昨年の漁業法の改正の際にも、沿岸漁業保護水域という規定を漁業法の中に入れるべきではないかという主張をし、そのような改正法案を実は社会党提出としていたしたのでありますが、残念ながら社会党案は敗れてしまつておるわけでありまして、しかしいまこの沿岸法の審議に際しまして考えますことは、漁場の確保ないし拡大がなくして沿岸漁業の安定ということとはあり得ないわけですから、このためには、同時に中小漁業の確実な転換先を見定めるといふことも必要になってまいりますし、そのためには、遠洋の大企業に若干の譲歩をしてもらうというふうなことも同時に必要ではないかと考えます。ちょうど農地法によつて零細な農民の土地まではつきり守られておるうちに、私どもは、漁業の基本的な法体系の中にそういうふうな保護水域というふうなものがはつきりと位置づけられなくてはならないというふうな考えをしておるわけでありまして、沿岸漁業構造改善事業だとか、その他のいろいろな沿岸漁業保護のための対策が講ぜられても、その大前提はやはり漁場の確保の問題だと思ひます。この間も与党の議員の質問の中にも、沿岸漁民の漁場確保の問題が強く主張されておるのを私もお聞きいたしてまいりましたのであります。与党の議員諸君も賛成だと思はれますが、この沿岸漁業振興法案の中にも沿岸漁民のための保護水域を設けていくとか、あるいはまた少なくとも漁場利用の基本原則というふうなものをうたい込む、こういうふうなことは決して無理ではない主張だと思ひるのであります。いかがですか。

○庄野政府委員 御指摘の点もひとつでございますが、御質問になりました点等につきましては、漁場利用の秩序は漁業法によりましてこれをいたしております。先ほどから御説明いたしたように、漁業種類に依りまして禁止区域を設定するとか、あるいは禁止期間を設定するとか、あるいは具体的ないたしておりますし、また市場

の設定をいたしまして、そういうところにおきます資源の保存措置を講ずる、それから積極的には漁礁とか、投石によりまする漁場の造成あるいは大型漁礁の造成、こういったことによりまして沿岸漁業に不可欠な漁場の造成等を積極的に行なう。これは沿岸漁業等振興法によりまして、構造改善の一環として漁場造成事業をいたしておるわけでありまして、そういうことによりまして漁場の造成なり漁場秩序の維持ということをしていっているわけでありまして、特にそういう基本原則をうたわなくても漁業法と沿岸漁業等振興法によりまして効果が期待できる、こういうふうなことを考えております。

○安井委員 この問題ははっきりしたお答えが得られませんが、ひとつ問題点をばつかりと以上のように私は指摘をいたしておきたいと思うのであります。

なお漁場の確保という問題につきましては、いわゆる安全操業の問題は、その地域によりましては非常に重大な問題となっているわけでありまして、たとえば韓国との間におきまして、あるいはまたソ連との間におきまして常に問題が絶えないで漁業経営を脅かしておりますことはまことに残念であります、そのうち根室海域の貝殻島周辺のコンブ漁に関する問題につきましまして、現在モスクワで民間交渉が行なわれ、十数日の交渉の結果、実質的な妥結に至ったという報道を私も聞きまして、このことだけは懸案の一つが解決点に向いたものとして私も喜びにたえないわけでありまして、この間も角屋委員から質問がございましたので、私きょうは多くを繰り返さないつもり

でございますが、この点につきましては二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。きょうは外務省からもお見えでございますが、調印はいつごろになるお見込みですか。

○法眼政府委員 これは先方の漁業の主任者であるイシコフさんがいまモスクワにおられないために、大体これが帰るのを待つて本日かあす行なわれるというふうな聞いております。

○安井委員 調印によつて、この協定は、日本政府としては、ソ連政府と日本の大日本水産会との民間協定であります、扱いとしてはどういうことになるわけですか。

○法眼政府委員 政府としては、ある方法でこの協定に対しては異議がないというのをソ連側に通告することになっております。

○安井委員 この内容につきましまして、たとえば出漁許可料の問題だとか、コンブ漁船の通路の設定の問題、出船規模の縮小が希望よりも縮小しておる問題だとか、問題はあつたと思ひますが、ここでは触れないことにいたしまして、今後政府は出漁に対してこの協定に関連してどういふような措置をとらうというお考えでありますか。これは外務並びに農林両御当局にお尋ねしたいと思ひます。

○庄野政府委員 この北方水域におきまします安全操業につきましましては、政府といたしましてはもともと安全操業の保障につきましまして正式に交渉をいたしたわけでございますが、なかなか円満な解決に至らないままに今日に及びましたところ、民間協定の段階におきまして、安全操業が貝殻島周辺のコンブ採取漁業につきましましてこのたび調印の運びになった、こういうような段階でございます。政府といたしましては、この点につきましては異議がないということに相なるわけでございます、水産庁といたしましては、やはり民間協定でございますが、大日本水産会の指導のもとにおきまして協定どおり現地の漁民が操業されることを期待し、またそういう秩序ある操業をなされるように注意をいたしていきたい、こういうふうに考えております。

○法眼政府委員 ただいま水産庁長官の言われたとおりでございます。

○安井委員 実際の出漁はいつごろからになるように政府はお考えになっておりますか。

○庄野政府委員 まだ最終的な調印になっておりませんが、本年の操業は六月十日から九月三十日まで、こういうことに相なっております。調印いたしましたらば早速大日本水産会から出漁する船舶あるいは漁業者に対して証明書を発給する、こういうようになりまして、証明書を発給いたしましたら、それをソ連に通知する。通知の上において出漁していく、こういうことに相なろうかと存じます。できるだけに事務の促進をはかる、こういうふうには大日本水産会におきましても準備をいたしておりますので、十日過ぎには出漁できるように相なろうかと存じております。

○安井委員 今後の新しい問題として許可料が支払われるというふうなこともあるものですから、コンブ漁が一種の利権扱いにされるおそれがあるとか、あるいはまたせつかくの協定にもかかわらず操業のための秩序が乱されるところか、そういうような問題が起きる

可能性があるわけでありまして、あるいはまた現地ではだいたいコンブの価格が下がつておるといふような話も聞くわけでございますが、これらの問題をもからめまして、これからあと政府としておとりになる御措置についてのお考えをひとつ伺つておきます。

○庄野政府委員 協定によりまして、貝殻島周辺の協定されました区域に出漁するにつしましては、一船当たり一定の金額をソ連に大水を通じて支払う、こういうことに相なつております、この区域に出漁することが利権のようになつてこれが扱われるということとは、これは警戒いたさなくちゃならぬと存じます。われわれといたしましては、それが利権化してあるいは区域外の漁業者にこれが移る、そういうことがないように指導したい、こういうふうなことを考えております。

○安井委員 監視船の配置だとか、そういうふうなことはどうですか。

○庄野政府委員 貝殻島周辺の協定区域は一応ソ連の取り締まりということに相なつておりますが、大日本水産会に指導船も入り得るよう細目の話し合いが済んでゐる、こういうふうな聞いておりますので、大日本水産会の指導船によつて十分自主的な指導を行なつて、ソ連の監視船等のやっかいにならないようにいたしたいと考えております。

○安井委員 外務省のほうに伺いたいのですが、同じソ連関係の問題にいたしまして、樺太国境近くの北海道北部海域のカニの漁船拿捕事件だとか、そういうような事件が従来ずっとあるわけでありまして、こういうような問題は、今回は民間代表による交渉

渉ということで成功したわけでありまして、その他の起こり得る問題に対しましては安全操業の具体的な話し合いをもつと進めるべきだと思ふのでありますが、その点どうお考えになっておりますか。

○法眼政府委員 この点は御承知のごとく政府は昭和三十三年以来交渉を続けてまいつておりまして、今回はそのごく一部について幸いに妥結に近づいておる、こういうことであります。政府としては言うまでもなく、今後とも安全操業の問題につきましましてあらゆる機会を利用してソ連側と話を続けていきたい、かように考えております。

○安井委員 どうもソ連は日本の外務省よりも民間のほうの評判がいいようですね。外務省が行きますとなかなか話がききませんが、民間代表によりましてとにかく話がききまわつてくる。特にこのコンブ漁の安全操業の問題も、社会党の使節団が去年の八月十四日にイシコフ議長と会つて、このコンブ漁船の安全操業の確保をするために提案をしていられるわけでありまして、そのときの提案も、いま大日本水産会の高橋案として提案されたものとはほとんど内容が同じなわけでありまして、当時その提案に対してイシコフ議長からは、漁業労働者の生活実態を初めて知つた、われわれは政治的、人道的立場からこの問題を解決する道をさがしたい、今後日ソ兩國で友好裏に継続的討議を重ね、政府間協定が結べるようにともに努力しよう、こういうふうな話し合いがあつたという経過も、表には出ませんけれども、実はあつたわけでありまして、ですから私は残されたこの安全操

業の問題も、あくまでもこれは政府間協定という方向で進めるべきがたてまえでありますけれども、その前段的な行き方として今回のような行き方も一つの考え方ではないか、そういうふうに思うわけでありますが、どうでしょう。いままでと同じような考え方ではないのか、あるいはまたこれからの安全操業の問題の解決のために何か新しい方向を切り開こうとされるのか、その点ひとつ伺います。

法的にお進めをいただくということではならないと私は思うわけでありまして。その点ひとつ要望申し上げておきます。

現在ソ連に抑留されている人はどれくらいの数でございますか。

○法眼政府委員 漁業関係抑留者は終戦以来百十九名くらいだと記憶しております。

○安井委員 現在はそんなにいないのでしょうか。

○法眼政府委員 終戦以来コンブに關連して抑留されておる人数は、これは記憶ですけれども、大体七十名前後じゃないかと思ひます。

○安井委員 私は、だいぶ帰っておる人がありますから、そうはいないと思ひますが……。

○庄野政府委員 ただいまソ連關係で拿捕抑留されております漁民の数でございますが、本年の五月末現在におきましては未帰還の方が百十八名でございます。船で三百二十六隻が未帰還、こういうふうになっております。

○法眼政府委員 御指摘の点につきましてはソ連と交渉いたしまして、どうしてそういうことが起こるかというところを聞いております。で、まだこの返事がたしか着いておりません。しかしながらこれはすぐ取り上げて、何がゆえに届かぬか、先方の説明は、いや古いものがあつたからであるとかいろいろなことを言つておられますけれども、われわれとしては古ければ古いものじゃなく、新しいものを送つていいのだから、ひとつ届くようにしてくれということは、先方に要求してあるのでございます。

○法眼政府委員 安全操業の問題は、実は昨年の五月日ソ間の漁業交渉の際に、高橋先生並びに当時の農林大臣河野大臣が話をされたということに近く最近の端を発しておりますので、その話がずっと生きてきているわけでございます。これは非常にけっこうなことだと思います。

○法眼政府委員 安全操業の問題は、私は今回ソ連が日本の要求に應じた、そして民間協定の形で運ぶことができた、たいへんけっこうなことだと思つております。しかしながら従来安全操業の問題は、先ほど申しましたように、われわれといたしましてはやはりあらゆる機会を利用してソ連と話をする、こういう態度を続けていくべきであると考えております。交渉のことでございますから、先方の出方その他を見合はしていかねばなりませんので、いまからこうするんだあするんだということは言えませんが、一番双方に納得できる基礎でいきたい、こういう方針は今後といえども変わりはないと考えております。

○安井委員 たいへんいいきっかけができていますので、その点これから沿岸漁民あるいは中小漁民の安全操業を確立する方向を積極的に進めをいただくということでは……。

○安井委員 早期釈放に關しましてどういう努力をされているわけですか。

○法眼政府委員 これは事件が起こるつど返還を要求いたしております。事実その結果だんだん帰つてきていることも御承知のとおりでございます。われわれといたしましてはこういうことができた機会にまたひとつ抑留漁民の返還を交渉したいという意図を持っております。

○安井委員 ところで十分にお支払つてあげられるというふうな状態になつたら、さらにまた抑留留守家族は決して生活は楽じゃないのですから、いま韓国に抑留されている留守家族に対すると同様な措置が——何か閣議決定によりますと、抑留者一人について四月、八月及び十二月にそれぞれ三万二千円を差し入れ品購入費等の補助として交付する、こういうふうな措置が韓国關係には行なわれているわけでありまして、同様にソ連抑留者の関係についても行なう、こういうふうになさるおつもりだと理解して差しつかえありませんか。

○法眼政府委員 われわれは目下ソ連と交渉いたしておりますが、日本側では抑留されている人は金を払つて受け取れないことがわかつておるのだから、日本側から前払いをしてもいいんだ。送るものは全部届けてくれ。古いものがあつたからとか、いろいろなことでこれは検査しなければならぬ、こういうことを言わねば届けてくれ。もしそういう懸念があるのだつたら、そういう心配のないようなものを送つてほしいんだ、こういうことで交渉いたしておりますけれども、まだソ連側から返事がないという実情でございます。われわれとしましては、交渉するものから見れば、まずソ連側の返答をもらつてからしたい。ソ連ともつぱら交渉して返答を得る段階でございます。

○安井委員 聞くとこによりまして、たとえば下着だとか作業衣、便せん、たばこ、郵便切手、こういうようなものはそれぞれ手持ち現金がないと買えないようでありまして、さらにまたそれらの差し入れ品に對しましては相当多額の関税ですがかかる、こういうふうなことで、食事はもちろん当然官給があるわけでありまして、けれども日用品等にお金が必要に上り、相当多額の税まで払つて受け取るというわけにはいかないというところで、せっかく現物が目の前まで来ても受け取れずそれを返している、こういうふうな実情があるというのであります。

○法眼政府委員 御指摘の点につきましてはソ連と交渉いたしまして、どうしてそういうことが起こるかというところを聞いております。で、まだこの返事がたしか着いておりません。しかしながらこれはすぐ取り上げて、何がゆえに届かぬか、先方の説明は、いや古いものがあつたからであるとかいろいろなことを言つておられますけれども、われわれとしては古ければ古いものじゃなく、新しいものを送つていいのだから、ひとつ届くようにしてくれということは、先方に要求してあるのでございます。

○安井委員 聞くとこによりまして、たとえば下着だとか作業衣、便せん、たばこ、郵便切手、こういうようなものはそれぞれ手持ち現金がないと買えないようでありまして、さらにまたそれらの差し入れ品に對しましては相当多額の関税ですがかかる、こういうふうなことで、食事はもちろん当然官給があるわけでありまして、けれども日用品等にお金が必要に上り、相当多額の税まで払つて受け取るというわけにはいかないというところで、せっかく現物が目の前まで来ても受け取れずそれを返している、こういうふうな実情があるというのであります。

○法眼政府委員 御指摘の点につきましてはソ連と交渉いたしまして、どうしてそういうことが起こるかというところを聞いております。で、まだこの返事がたしか着いておりません。しかしながらこれはすぐ取り上げて、何がゆえに届かぬか、先方の説明は、いや古いものがあつたからであるとかいろいろなことを言つておられますけれども、われわれとしては古ければ古いものじゃなく、新しいものを送つていいのだから、ひとつ届くようにしてくれということは、先方に要求してあるのでございます。

○安井委員 こちらで十分に支払つてあげられるというふうな状態になつたら、さらにまた抑留留守家族は決して生活は楽じゃないのですから、いま韓国に抑留されている留守家族に対すると同様な措置が——何か閣議決定によりますと、抑留者一人について四月、八月及び十二月にそれぞれ三万二千円を差し入れ品購入費等の補助として交付する、こういうふうな措置が韓国關係には行なわれているわけでありまして、同様にソ連抑留者の関係についても行なう、こういうふうになさるおつもりだと理解して差しつかえありませんか。

○法眼政府委員 われわれは目下ソ連と交渉いたしておりますが、日本側では抑留されている人は金を払つて受け取れないことがわかつておるのだから、日本側から前払いをしてもいいんだ。送るものは全部届けてくれ。古いものがあつたからとか、いろいろなことでこれは検査しなければならぬ、こういうことを言わねば届けてくれ。もしそういう懸念があるのだつたら、そういう心配のないようなものを送つてほしいんだ、こういうことで交渉いたしておりますけれども、まだソ連側から返事がないという実情でございます。われわれとしましては、交渉するものから見れば、まずソ連側の返答をもらつてからしたい。ソ連ともつぱら交渉して返答を得る段階でございます。

○安井委員 そういたしますと、その差し入れ品購入費補助の問題は、そのソ連の返事いかに措置する、そういうことですか。

○法眼政府委員 われわれは現在もつぱらソ連との交渉に集中いたしておりますので、何とか先方から、われわれの送るものは届くように、そういう約束を取りつきたい、そう考えておるわけでありまして。

○安井委員 からめた質問ではいけない

獲、漁具、漁網をひつくるめた漁業共済の本格的実施のための制度化、そういった道を開きまして、災害による損失の合理的補てんによりまして経営安定に資してまいりたい、こういうよう

な考えであります。

○安井委員 漁場や漁港あるいは共同施設等の災害復旧に関する問題、あるいはまた災害についての漁船、漁具の損失補てん、こういった問題について、曲がりなりにも現在制度がないわけではありませんが、それらにきわめて問題が多いことは、いまの長官の御説明の裏にも、私は隠されておるのではないかと、思うわけでありすが、とりわけ漁業共済といえますが、そういうような問題については、全く手がつけれられていないというのが実際の状態だと思います。研究会のテストがことし終わって、新しい段階としてどういふふうな形になるかわかりませんが、とにかくつくろうという意欲をお持ちだということは私はわかるのでありますが、この際根本的な漁業災害補償というふうな問題に政府は取り組んでいただかなければならないところにはまぎてゐるのではないかと、思うわけがあります。それだけに私は、この振興法案の中にそういったような考え方を盛り込んだ規定がやはり一本はしなかった、そういうふうな感じを受けるわけです。一例をあげますと、これはことし北海道の稚内市の付近で、流水によってコンブ漁が全くやられたというふうな問題があります。ことは特に流水が多くて、コンブは豊漁年であつて、非常に大きな生産を期待していたにもかかわらず、流水で全くやられてしまつて、当初予想しておりました生産の八割が流水のためにやられてしまつた。その被害額は三億五千四百万円くらいにのぼる、こういうようなことで、関係漁民は生活の資を絶たれて全くどうにもならないとい

うふうな事態が起きております。こういうふうな問題が現実にあるわけでありすが、対策はどうなんですか。

○庄野政府委員 北海道稚内地区におきます御指摘のようなコンブの流水等によります被害につきましましては、先般安井委員からも御指摘がありまして、われわれただいま道庁を通じて実情を調査中でございます。まだ詳しい報告が参つておりませんので、どういふ程度の深刻な被害が起つてゐるかという実情の把握はいたしておりません。これはいづれ近々に道庁から実情の報告があるかと存じます。それに基つきましてよく対策を講じてまいりたい、こういうふうな考へております。

○安井委員 この問題につきましましては、生業資金の確保だとかあるいはまた漁業協同組合に対する助成だとか、こういったような措置が積極的にとられなくてはならないのではないかと私は思ふのでありますが、その点は重ねてお願いをしておくわけでありまして、しかし、こういったふうな事態は、私はもう全国至るところで漁村に起きていると思ふのです。農村の中におけるいろいろな問題は、きよの最初にも陳情がございましてたけれども、非常に大きく取り上げられて、問題の解決のための努力がなされていく、あるいはまた曲がりなりにも災害補償制度もあると思ひます。しかしながら、漁業の問題については、ちよつとくらの災害などは全く問題にされない、しかしその地域の住民にとってはきわめて深刻な問題である、こういうふうな事態が、私どもここで問題に取り上げるものの数は少なくても、全体的には非常に大きくあるのではないか、こういう

ような点からいって、漁業の災害補償の問題に対する政府の取り組み方が非常に緩慢で、それだけに私は今度の法律案の中に筋金を入れる、そういうような規定をせびつくるべきだ、かように考へてゐるわけでありまして、その点、これまた検討の課題として私申し上げておく次第でございます。

次には、水産物の流通の問題あるいは価格の問題についてちよつと触れておきたいと思ひます。この間の農林大臣に對するお尋ねのときにも私ちよつと申し上げましたけれども、農業基本法の中には、農民の所得を確保しというふうな明確な規定が幾つもあるわけでありすが、今度の沿岸漁法の中には、漁民の所得についての——所得といふことが大體ないのです。だから、「他産業従事者と均衡する生活を営む」といふふうな言い方をしておつても、じゃ一休何でその生活の基礎をつくらうとするのか、私はやはり所得でないかと思ふのです。ことさらに所得といふことばを落としてゐる理由が一体どこにあるのか。

○庄野政府委員 沿岸漁業等振興法案の第一條の目的のところについてございますように「沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すること」ができることを自的とする。この地位の向上を図ることを目的とする。この地位の向上といふのは従事者の福祉を増進するためには漁業の近代化、合理化をはかり、そ

して、終局の目的として沿岸漁家あるいは中小漁業従事者の地位の向上をはかる、こういうことであります。地位の向上をはかるためには当然所得の増加をはかることが必要であるわけでありまして、われわれ所得の向上といふことは当然なことと考へてゐるわけでありまして、特に所得といふことばがなくても所得の増大をはかるということは当然前提になつておるのでございす。ことばがないからといって所得の増大をはからない、こういう趣旨でございせん。所得の増大をはからなければ地位の向上等にははかれない、こういうふうにわれわれは考へております。

○安井委員 そういたしますと、いまの長官の御説明からすれば、農業基本法の場合には「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すること」ができることを自的として、と書いてあります。その「所得を増大して」といふことばだけが沿岸漁業等振興法の中になく、入られてもよいわけですね。挿入していただくのも同じだとすれば、挿入しておいたほうがはつきりすると思ふのです。では、今の御説明からすれば、入られてもよいわけですね。挿入していただくのも同じだとすれば、挿入しておいたほうがはつきりすると思ふのです。

○庄野政府委員 所得の増大をはかることはわれわれ当然だと考へてゐるわけでございます。所得を増大することのみならず、他産業従事者と均衡することを中心な手段であることはもちろんでございますが、そのほか、たとえば生活環境の改善をはかる、たとえば道路とか下水道とか上水道、そういった生活環境の増大をはかつていく、こ

ういった社会資本の充實をはかることもやはり必要でございまして、そういう面からくる福祉の増大ということもわれわれは当然考へてゐるわけでありまして、所得の増大のみならず、その他諸般の施策を講ずることによりまして生活の向上をはかる、こういうふうな意味でございす。

○安井委員 長官の言われたその他諸般の措置を講ずるといふことも農業基本法にははつきり書いてあるのです。ただ違つところは、「所得を増大して」といふことばだけが沿岸漁法にない。だから、所得の増大といふことだけにウエイトを置いたお考へがあるならば、ここに入れても入れなくても同じことなら、入れたほうがむしろよいではないか、こういうふうに私は申し上げてゐるわけではあります。

そこで、もう時間がだいぶ過ぎて、ほかの質問者もおられますので先を急ぎますが、所得の増大のためには流通改善あるいは価格政策の問題、これが一番大事であるにもかかわらず、これまた扱いがきわめておろそかにされてゐるわけでありまして、社会政策は、価格の支持のために二條を、流通の合理化のために二條を、その他諸般の確保や輸出振興、輸入制限、これらいろいろな問題について考へ方を示してゐるわけでありすが、所得を確保すること、基本的にはとつたものがどういふ流通機構に乗つていくか、それによつて生産費や所得がどう補償されるか、そういうふうな考へがなくては、第一條の文句は全くから念仏になつてしまふと思ふのです。とりわけ所得という問題をとつてあるだけに、政府

案の中でいまい言いました派通やあるいは価格の問題に対するしつかりした規定を欠いているということが非常に気になるわけですね。なげいまい言いましたような輸出入の問題を含めた流通の問題、あるいはまた価格支持の問題についての規定を、政府案では欠いているのが、何か意識的に欠いているような印象を受けるのですが、その点いかがですか。

○庄野政府委員 国の施策の基本的方向といたしまして、第三条に第一号から八号まで例示的に列挙してございます。これは各項目を総合的に施策することによりまして、第一条の目的を達成する、こういう考えで第三条の国の施策の基本的方向が示してあるわけでございます。その第四号に御指摘のような点は十分盛り込んであるわけでございます。まして、われわれは第四号によりまして国の基本的施策の方向が明確に示される、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○安井委員 輸出入の問題はどこに触れられていますか。

○庄野政府委員 輸出入の問題につきましては、第四号によって、「水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図る」ということによりまして、輸出入の問題も対応してまいりたい、こういうふうな考えでございます。特にわが国の水産物につきましては、国内消費に大きなウェイトがございます。一方水産物の輸出というものは、国民経済上非常に大きなウェイトを持つておるわけでございます。水産物の一割を占めるのが輸出されておりますし、またわが国の輸出総額の中におきまして、水産物の占める

シェアが六割を占めます、こういった程度で、水産物の輸出というものは相当大きなウェイトを持つておるわけでございます。それに引きかえまして、この価格安定なり取引の改善をやりやすさについては、国内消費の拡大ということとあわせて、海外に対する水産物輸出の確保をはかっていくということが、大きな今後の施策の方向だと存じます。輸出の拡大をはかりやすさにつきましては、やはり国内価格の安定といたしまして、また共販体制を持つて、

不必要な国内競争等によりまして価格の低落を来たすというようにすることのないように、水産物の輸出に關する振興法によりまして、輸出組合をつくりまた共販会社をつくりまして、そういう点の輸出の振興をはかっておるわけでございます。そういう面でおきまして、この輸入の問題につきましても自由化の問題と対応して、われわれは十分国内の、特に沿岸漁業等への影響等は慎重に考えながら、この自由化の問題に対処しなければならぬかと存じますが、また輸入を制限するといったような形式的なことばを

変えまして、輸出いたしました相手方との関係もありまして、輸出の伸長上またいろいろ問題も起こるかと存じます。この関係は、特に輸入の問題については、そういう国内的な受け入れ態勢その他を整備しながら、相手国との関係におきまして、輸出を伸ばしながらかつ輸入についても国内の沿岸漁業の振興との関連におきまして、そういう支障にならないように措置を講じながら対応する、こういうような考

えてございまして、特に輸入についてはこういう事情もあつてここにはうたつてありませんが、水産物の流通の合理化ということとわれわれはそういう問題に対処する、こういう考えでございます。

○安井委員 いまの第三条第一項第四号の規定の中に何もかもみんな入っているんだ、流通から価格から輸出入の問題までみんな入っているんだというふうな御説明でございしますが、これはなるほどというふうな解釈からすれば、第一条の目的を讀むと「他産業従事者と均衡する生活を営むことを期する」とあつて、みんなこれに入つていまして説明すればすべてに通ずるわけですね。一方条あればみんな済みますよ、ところが農業基本法の中には一応きつちりした規定をお持ちだし、しかもたとえば輸出の問題なんか、農業よりもむしろ水産物の輸出のほうが大きいわけですね。そういうことからいって、やはり私は沿岸漁業の中にはきつちりした規定を設けられるべきだと思つております。だから現実に入つての問題が政府案には何も触れられていないので、きつちり不安だから修正してくれというふうな要望さえ、現に出てきているわけですね。いま言ったそれくらいは対策では輸出の問題に対処するたためにも十分だし、ことに私はいまのいわゆる大漁貧乏といつたような問題に対しての価格政策は全く不備だと思つております。だから社会党は特別に水産物価格安定法案というふうな形で、きめこまかい法律案を別に準備しているということからも知

れますように、やはり価格対策に対してのきまをこの沿岸法案をおつくりになる際にもっと強烈な意欲でお考えになるべきではなかつたかと思つております。そういうふうな問題もみんなこの一条の中に入つてい

べき目標というものを、これが基本的な性格だとすればやはりここにお示しになるのが正しかったのではないかと申すわけですね。その点いかがですか。

○庄野政府委員 この沿岸漁業等振興法は、第一条から第七條までが基本的な性格でございまして、それで特にこの沿岸漁業等振興法は沿岸漁業と中小漁業に焦点を当てまして、その沿岸漁業並びに中小漁業の振興をはかるということが第一の目的でございまして、そしてこの目的を持つて施策を国として、この方向でやるといふ基本的施策の方向が第三條にうたつてあるわけでございます。そういう意味におきまして第一條、第三條、それから第七條というのが基本的な性格を持つたわけでございます。それで先ほど申しましたように、水産物におきまして最も振興を必要とする沿岸漁業と中小漁業といったものに焦点を当てまして、それに対しては国の基本的方向に沿つて具体的な施策はどうかというの、八條で沿岸漁業に対しまして構造改善の事業のやり方を示したわけでございます。第九條で中小漁業の振興の方策を具体的に掲げたわけでございます。そういう意味におきまして、基本的な性格、第八條以下の事業法的な性格、両方の性格を持った法律だとわれわれは考えておるわけでございます。第八條はもちろんです、その沿岸漁業等の構造改善をやりまします目標は、この法の第一條に書いてございまして、沿岸漁業の生産性の向上なりあるいは福祉の増進のための近代化あるいは合理化をはかつて、この沿岸漁業の地位の向上をはかる、こういうのが目標でござ

いまして、その目標に沿って沿岸漁業構造改善事業を行なうわけでございませう。この構造改善のやり方については、県を中心にしたしまして全国四十二海区に分けて調査をいたし、その上におきまして計画を樹立いたしまして、その計画を農林大臣が承認し、その承認した計画に基づいて助成あるいは融資等を行って、十年間にこういつた第一次の目標達成に進む、こういうふうに考えておるわけでございませう。

○安井委員 それでは、国は沿岸漁業構造改善事業に対してどういう責任をおとりにするわけですか。国の責任はどうかということですか。

○庄野政府委員 国といたしましては、調査の段階におきまして、県を中心といたしまして調査を二年間やるわけでございませうが、その調査をいたしたところによりまして漁業者等の意見をよく聞いて計画を立てる。そういう計画につきまして、国といたしましては指導なり助言をする。そうして、できました計画によりまして、実施段階に移りましたところ、計画に沿って、国といたしましては助成の補助をやる。こういったことで、補助を通じて監督なり指導をいたす、こういうふうにお考えしております。

○安井委員 私は、そういうかまえて、ここに沿岸漁業の構造改善事業というふうなことでお書きになったのは、あまりにも退嬰的といえますか、積極的な国がこの問題に対してどう対処するかという点について関心を持っております。漁民に失望を与えるだけではないかと思うわけです。やはり国がもっと責任を持って、前面に出

て、自分の責任において沿岸漁業の構造改善事業を引きずっていくのだ、この事業を引きずっていくのだ、こういうふうなかまえてはなくてはならないと私は思うわけです。そういう点、きわめて遺憾に思います。なお、この沿岸漁業構造改善事業は、これだけで、あとには要綱だけのおやりになるというのとは私はどうしてもふに落ちないわけですね。それによって法制は別な沿岸漁業構造改善事業法というふうな法制が必要ではないか、あるいはまたこれだけのおやりになるなら、これに伴う政令や省令や、そういうふうなもののはっきりした裏づけでこの仕事をなさるのうふうなふうに思われるわけですか、このうふうなふうに思われるわけですか、いままでは平均三億ぐらいのワクでやるのか、そういうふうなことで指導はなさっておられるわけでありませうけれども、しかしそれは単なる要綱だけで、政府がかわればどうなるかわからない、こういうふうな不安感もあるわけですね。あるいはまた、このようによつて、地方公共団体を政府が動かすことは、地方自治法の違反にもなるのではないか、こういうふうな見解もあるわけでありませうし、やはりこの問題についてはっきりとした法制措置をもつと講ずべきではないか、こう思うのですが、いかがですか。

○庄野政府委員 御指摘のように、沿岸漁業の構造改善事業は、一昨年から地域を指定し、昨年から事業を開始して進めておるわけでございませうが、実は沿岸漁業等振興法案は、四十国会に出しましてその成立を期しておったわけですが、審議が今日まで及んでおるわけでございませう。われわれといたしましては、沿岸漁業等振興法案が成立いたしますれば、これによつて法的基礎が与えられるわけでございまして、この法的基礎に基づきまして、沿岸漁業等の振興、構造改善事業を進めるといふことでございませう。この法案によりまして行なうわけでございまして、その他の法律は不必要かと存じております。

○安井委員 そういたしますと、これに基づき政令とか省令はほかに政令とか省令とか、そういう具体的な実施措置といふものが必要だと思ひますが、いかがですか。

○庄野政府委員 実施につきましては、特に法律あるいは政令等は、いまのところは必要はない、不必要だと考へております。補助等の要綱等で十分こういう事業は実施できる、こういうふうなわれわれ考へておるわけでありませう。

○安井委員 ですから、私が先ほど申し上げておるように、政府のおやりになっておられますこの構造改善事業に対して、実施する都道府県にしても、あるいは市町村や漁業団体、一番末端の漁民等において、常に不安感が消えないわけですね。はっきりした法律的な根拠がないのですから、そういうこととなるわけですね。ただ唐突に沿岸漁業等振興法案の中にこういうふうな規定が一つできたって、一体これが三億円とどう結びつくのか、十年計画とどう結びつくのか、現実におやりになるものとのつながりがないと思うので

す。だから私は、はっきりした姿で、特別な法律をもって政、省令をはっきりとつくり上げることによってやるべきだという考え方を持っておりますが、ただこれだけでおやりになるとしても、やはりはっきりした基礎をおつくりになるべきだというように考えるわけでありませう。これは水かけ論になつてしまつておるようでございませうし、あとまだ質問者が続いておりますので、なお資金の問題や水質汚濁とかの問題やたくさん問題がございませうけれども、これはさらに別の機会にお尋ねをすることにいたしまして、一応この際保留いたしまして、これでございませう。この法律案は内容的にきわめて不備で、当初この法律案に対して、漁業基本法ができて漁業の大きな発展に寄与することになるのだというふうな期待があつたのを全く裏切られたやうな形でありませう。士農工商というものがあつて、国会の大会議室の上のほうにも彫刻がありませう。さむらいの剣と農の稲と商人のマーキエリーのあれですか、それからハンマーなんかいたのが四つあるわけですが、そのいわけゆる四民の中に漁民は入らないのではないかと。四つの民の中に漁民は入らない、そういうふうなひがみさえ日本の漁民は持つておるのではないかと思ひませう。やはり農業は、農業基本法が私どもはきわめて内容に同調できないと思ひでおるわけでありませうが、一応はあれだけのかまえて示しておきながら、漁業にはさらに後退した対策しか講じ得ないという、そういうことに對する不満といひませうか、そういうもの

のをどうしても消し去ることができないような感じでありませう。一応これで終わります。

○長谷川委員長 松井誠君。

○松井(誠)委員 沿岸漁業等振興法案につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初に、この法律案のスタイルといひませうか、そのことについてちょっとお伺いをいたしたいと思ひます。私、実はいままでの質問者の方々の質問を全部お聞きをしたわけではございませうので、あるいは重複するところがあるかもしれませんが、ひとつ御了承をいただきたいと思ひます。水産庁の出しましたこのパンフレットによりますと、言つてみれば、この法律案は漁業基本法ともいふべきものだけれども、もしほんとうに漁業基本法といふかまえてやられておつたのであるとすれば、当然のことでありませうけれども、大資本漁業といふものをこの中に含めなければ首尾一貫しなかつたのではないかと。しかしこの法律案は大資本漁業については一切手を触れていないわけでありませう。その点を最初にお伺いをいたします。

○庄野政府委員 水産業には、御指摘のように大資本によりまする漁業と、中小漁業による漁業、それから沿岸漁業の零細漁家を中核にいたしまする漁業と三形態ございませう。なお操業区域等につきましてもいろいろなパターンがあるわけでございませう。われわれといたしましては水産業の振興をはかりますにつきましては、その経営体の大部分を占めまする沿岸漁業並びに中小漁業の経営体というものの現状なり、あ

農林大臣指定の許可漁業のほうから把握される面、二つ面があるわけでございますが、われわれがここで施策の対象として振興をはかってまいりたいというの、そういう経営体を着目しておるわけでございまして、中小漁業におきまして中小漁業者という、先ほど申しました千トン未満でかつ三百人以下の従業者を擁する経営体であります中小漁業者の経営の振興をはかる、こういうふうなわれわれは考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員　少なくとも法律案の正面からは中小漁業者、沿岸漁業者を保護するという文字は見えないわけで、沿岸漁業をどうする、中小漁業をどうするということしか書いてないわけです。ですからいわゆる中小漁業を営んでおる大規模の漁業者も、形式的にはこの法律案のワクの中に入るといふことになるのではないか。

〔委員長退席、田口(長)委員長代理着席〕

これを漁業経営者の規模別にきめなく

て、いわゆる漁業の種類別にきめたということは、私はそれなりに理由があると思いますけれども、その点をはっきりしていただかないといろいろ混乱が起きると思うんです。ですから中小漁業というのは中小漁業者のことではもちろんない。しかし中小漁業者が大部分の活動を行なう漁業という中には、大部分の活動ですから、残りの部分についてはあるいは中小漁業者以外の者が行なうということを、いわば当然に予定しておるわけですから、主として中小漁業者が行なうではあろうけれども、しかし中小漁業者ばかりをこの法律案の対象にしておるのだとすれ

ば、当然中小漁業者という規定にしなければならなかった。しかしそうじゃなくて中小漁業者という規定にしたのはおそろくそれなりの理由があると思ひます。したがって中小漁業者の中には大規模な漁業者が行なうという場合も含まれるのだ。それは融資その他の面では選別はされましよう。選別はされましようけれども、形式的にはやはりこの大規模の漁業者も入るんだということになるんじゃないですか。

○庄野政府委員 御指摘のとおり、中小漁業者というものにつきましては御説明申し上げましたように、中小漁業者が大部分宮内である漁業でございます。それで御指摘のように中小漁業者の中にはやはり大資本漁業者が営むものも含まれるわけでございます。それで中小漁業者の振興というような場合におきます金融措置とかそういう一面は、御指摘のように優先順位をつけるとか、そういうことで中小漁業者を優先して振興対策の対象に果せていくという事は当然でございますが、やはりこの国の施策の方針をお読みになってもおわかりになりますように、その中小漁業者の生産性を向上するとか、あるいはその近代化をはかるとか、あるいは漁獲物の流通改善、生産費の安定をやる。そういう面におきましては、やはりその中小漁業者だけを対象にして考えても施策はできないわけでございまして、中小漁業者を対象としてそういった流通改善なりいろいろな施策は講じなくちゃならぬと思ひます。そういう面におきましては、その中に大資本が営む中小漁業者も含まれることは当然でございますが、そういう施策の総合性といったものを確保する意味にお

いて、そういうことは当然起こり得ると考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員 そういう施策の総合性というのを考えたために、中小漁業者としてなくて中小漁業者としたという理由は私にはわかるのです。それならば、一体なぜ大資本漁業者というものを除いたのか、除くということから、総合的な一貫した政策というものは、そこからひびが入ってこないかということを考えるわけで。私、よく具体的な実例は知りませんが、たとえばカツオ・マグロの漁業で遠洋カツオ・マグロ漁業、搭載型母船式カツオ・マグロ漁業、独航型母船式カツオ・マグロ漁業というように、たとえばカツオ、マグロの漁業にはいろいろな規模がある。その中でそれではこの法律でいわゆる中小漁業者というものになるのはこの全部ではなくて、その一部にしかすぎないということになるんじゃないか。つまりこの中小漁業者のワクの中にはまらないカツオ・マグロ漁業というものがあるんじゃないですか。

○庄野政府委員 例をカツオ、マグロにとりますれば、中小漁業者は先ほど申しましたように、漁船の操業いたしますト数は千トン未満、かつ従業者三百人以下、こういうことになっております。それでカツオ・マグロ漁業を業種としてとらえますれば、その中には大資本漁業の母船式のカツオ・マグロ漁業、そういったものも含まれるわけでございまして、それでここでは中小漁業というふうな把握しておりますが、価格の安定とかそういう面におきましては、業種として把握するというような面も考えなくちゃならぬかと思ひます。総合的な施策をやるということ

になりますれば、カツオ、マグロの中小漁業者がとってくる分だけの価格安定をやるということでは、施策の一貫性がないわけであります。そういう面におきましては、大資本がとってまいりましたカツオ、マグロにつきましても、やはり一貫的な施策でいく、こういうことに当然なるかと思ひます。

○松井(誠)委員 私もうだと思ひます。そうしなければ、先ほど言われたような総合した一貫した施策というものがとれないと思ひます。ですからほんとうに総合した一貫的な政策をとろうとするならば、われわれのように大資本を規制しろという立場でなくとも、やはり大資本漁業というものをここに入れなければ首尾一貫しないのじゃないか、そうしなければ中小漁業者を規制するとなれば、カツオ、マグロにすれば遠洋のカツオ、マグロにしか規制ができない、この法律案のワクの中ではそれしかできないということになりますと、カツオ・マグロについてはこの沿岸漁業等振興法では総合的な一貫施策はとれないということになりやしませんか。

○庄野政府委員 中小漁業者がその大部分を占めるものを中小漁業、こういうふうにして申しておるわけでございまして、その中には当然大資本のものも含まれるとわれわれは考えておるわけでございまして。これは先ほどから御指摘のとおりでございます。それでこれにつきまして総合施策を講じますれば、反射的には大資本のほうにもそういう面は及ぶかと存じておるわけでござい

そういうものはあとにもまだ出てくると思ひますので、その程度にいたします。

そこでこの法律案の内容に入ります前にひとつ伺ひたいしておきたいと思ひますが、この法律案はやはり農業基本法が農林漁業基本問題調査会の答申をいわけばその背後に持ったと同じような意味で、同じ答申案をその背後に持っておる、その基本的な考え方は答申案に基づくというように考えてよろしうございしますか。

○庄野政府委員 そのとおりでございます。

○松井(誠)委員 その答申案について、答申案の漁業の基本政策の目標というものは一体何かということが私は必ずしもはっきりしないと思ひます。答申案によりましますと、生産性の高い漁業というものを育成して、いわば経済的な合理性に基づいて大いにそれをやるといふ一つの柱と、それからもう一つ社会正義に基づいて、低い漁業者の所得をできるだけ比較し得る他産業者の従事者所得に合わせるように持っていく、それを最低の目標にするといううような二本の柱を掲げてあって、そしてその二本の柱は相互に矛盾するものではなくて、いつてみれば統一して実現されなければならぬといううような形になっておりますけれども、基本的な考え方としては、やはりこの法律案の底を流れるものはそういううように考えていいでしょうか。

○庄野政府委員 沿岸漁業等振興法の第一条にこの法案の目的を掲げてございしますが、その目的に掲げてございすように、沿岸漁業者あるいは中小漁業者は焦点をしばりながら、その地位

の向上をはかる。そのためには沿岸漁業者なり、あるいは中小漁業者なり、漁業の内部におきまます格差の是正は、もちろん生産性の向上なり、あるいは経営の近代化をはかることによつて格差の是正をはかりながら、さらにまた他産業とも均衡するような地位の向上をはかる、均衡するような生活の営めようとする増大、あるいは環境の整備、そういったものをあわせて行なう、こういうふうなわれわれは了解しておるわけでございします。先生が御指摘のとおりだと存じております。

○松井(誠)委員 私は、経済的な合理性というものと社会正義的な観点というものはいつも必ず統一されるものではなくて、むしろ漁業の中では矛盾をする、利害が対立すると思う、そういう二律背反のような形にしようという追ひ込まれると思うのです。同じ漁場を利用すると思う、そういう漁場利用の形態から当然出てくると思う。そういううに経済的な合理性と社会正義的な観点とがぶつかったときに、どちらを主として考えるか、どちらを優先的に考えるかということが先ほどの答申案でははっきりしないわけで。その点はいかがですか。

○庄野政府委員 漁業基本問題調査会の答申によりまして、われわれといたしましては、この基本的な方向として、漁業法の改正、それから漁業を経営いたしております沿岸漁家の組織体であります水協法の改正、それからいま、格差が大きく、他産業に比較しなして、その生活の程度が低い、こういった点を引き上げるための沿岸漁業等振興法案、この三つの法案を提出いたしまして、前の二つの漁業法あるい

○松井(誠)委員　その認可にしても、

許可にしても、一応ある程度の自由裁

○庄野政府委員 御指摘のような点

は、漁業法におきまして、許可の優先

うとするのかという、その点がはつき

りしない。答申では健全な漁家経営と

ます。

○松井（誠）委員
先ほど安井委員か

はつきりしないと、それこそ日本の沿

岸魚氏は、この法律案ができたおきて

自分はどうなるんだという具体的な手引としては何もわからない。ですから、そのところをお伺いをしたいのです。

○庄野政府委員　漁業と農業は非常に基盤なり事情が違ふことは御指摘のとおりでございます。農業において自立経営ということがうたつてあるわけでございますが、漁業においては、そういった農業におきます自立経営のような観念でこれを持っていくということには非常に困難があるということとは、基本問題調査会においても指摘されておるところでございます。で、われわれといたしまして沿岸漁業の経営体をどういうふうにかえるか、こういうふうな御質問でございます。われわれといたしましては、やはり沿岸漁業につき

ので、お答えのないままに次に移りたいと思います。

先ほどから長官は構造改善、構造改善といふことを盛んに言っておられますけれども、構造改善といふのは何も構造政策のすべてではなくて、構造政策の目標がきまらなくて、さて構造改善をやろうといふても、私は非常に腰だめのものになってしまひはしないかと思ふのです。先ほど来一体将来の経営形態はどうするかというその基本的な目標がはっきりしないままに構造改善をやるといふことになる、府県で計画を立てる場合に私は困りはしないかと思ふのです。しかしそれにしてもこの法律案の、言つてみれば具体的な裏づけとなる最大のものは構造改善だと思ふ。構造改善が具体的にどのように進められるかということが、言つてみればこの法律案が本物であるか否か物であるかという一つの試金石になるのではないかと私は考えますので、この構造改善について少し具体的に伺ひをいたしたいと思ひます。

その前に、私もよく存じませんけれども、いままで沿岸漁業特別対策事業といふものがあつたやに聞いておりますが、そういうものはございましたか。

○庄野府政委員 昭和三十三年から本年度までの事業として実施しております。これは三十八年で一応終止符を打つて、三十六年から構造改善対策事業を始めておりますから、そのほうに引き継ぐ、こういうふうに考えております。

○松井(誠)委員 そうすると特別対策事業といふのは構造改善事業に切りかえるといふことになるのか、並行をして行なうといふことになるのか、特に

構造改善計画を実施をしておる県としては並行するわけですか、あるいはそれを引き継いでいくわけですか。

○庄野府政委員 特別対策事業は、三十三年から三十八年までやるわけでございます。それで一応考えました地区を全部終わる、こういうことになっております。構造改善対策事業は三十八年から開始いたしました、二年間調査して、二年後に計画を確定して事業の実施に移る、こういうことになりま

す。そういう段階におきましては並行して行なうわけでございますが、特別対策事業が済んだところから構造改善対策事業に移つていくということになりますので、一時的には並行するという形になっております。

○松井(誠)委員 先ほど構造改善対策事業といふことをおっしゃいましたけれども、おそらくいま行なわれておる構造改善事業のことだと思ひますが、この構造改善事業といふものの基本的な考え方、これは沿岸漁業だけに關する問題でありますけれども、それが私はよく理解ができないわけですか。と申しますのは、沿岸漁業振興といふようなことを叫びだしたのは、沿岸漁業の不振が非常に明らかになつて以来でありますけれども、一体なぜ沿岸漁業が不振になつたのか、いままで沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へというスローガンが一体なぜ頭打ちになつたのかという原因は、もう外延的な拡張は不可能なんだ、沿岸が沖合いに出ることはなかなかむずかしい、沖合いが遠洋へ行くことはなかなか困難だ、だから沿岸は沿岸で解決しろといふ形、そういう非常に消極的な、後退的な形になつてしまつて、そこで沿岸

漁業振興といふことが叫ばれたのではないかと。ほんとに沿岸漁業といふものを外延的に広げるということをおきらめてしまつて、沿岸のワクの中で解決しようといふことがこの構造改善といふ形の基本にあるのではないかと思ふのですけれども、その点はどうでしょう。

○庄野府政委員 戦後の日本の水産業の発展段階を見ますと、いま御指摘のように戦後マッカーサー・ラインがとれましてからの日本の漁業の発展は非常に外延的に、漁場の拡張といふことで遠洋へ、遠洋へといふような形で発展したてしております。しかしその中においては生産性の問題とかあるいは構造的ないろいろな格差が起つてつたわ

るいろいろな問題を包蔵しておつたわけでございます。しかし外延的な発展といふことも最近の国際漁場におきましては戦後マッカーサー・ライン廃止後のような事情とは事情が変わつてきたわけでございます。さりとていって、やはり当時からわれわれが指導しておりましたように沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へ、こういう方向には変わりはないと存じますが、その当時から持つておりました内部に包蔵する生産性の問題あるいは労働力の問題、いろいろな問題が、最近におきまして高度の経済発展をいたす中におきまして非常に明らかになつてきた、こういうことがいわれると思ひます。そういう面におきまして沿岸漁業等におきましても、今後資源の問題等もございすけれども、やはり沖合いへ出、また沖合いから遠洋へ転換する、こういった方途は考えていかな

てはならぬかと存じますが、御承知のように外延的に発展の中で、当時においても包蔵しておつた内部の問題について沿岸漁業等振興法案をもつて対処していきたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○松井(誠)委員 外延的に頭打ちになつたのは、たとえば沿岸が沖合いへ出ようとすれば漁業権、漁業制度に縛られる。それから沖合いから遠洋へ出ようとすればやはりそれも縛られる。ですから、ほんとに外延的に広げようといふことならば、漁業制度、漁業権あるいは漁業の許可制度といふものの運用によつて沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へといふスローガンをまだおろさなくては行かぬ余地があつたのではないかと。ところが先ほど言ひましたように、もう漁業制度の中で、大資本漁業の現状といふものを、言つてみればそのまま肯定するような形で、一番その外延の、一番端になるところは、もう漁業制度でストップをしてしまふ、つまり沖合いが遠洋へ出ようと思つても許可制度がワクがあつて、実績尊重といふ美名のもとに実は現状維持といふものが行われるといふことで、外延的な漁場の拡張といふことが不可能になつたのではないかと。それは国際的にもいろいろな理由もございまして、資源の問題もございまして、しかし政策の結果といふものもあつたと思ふのです。そういうものを一体構造改善ではどうして打開をしていこうとするのか、あくまでも沖合いは沖合いで、沿岸は沿岸で解決しようといふ形なのか、あるいはそうじゃなくて沿岸もやはりできるだけ沖合いから遠洋へ出ようといふ、それも

構造改善の一つの柱として持つておられるのか、重ねて伺ひをしたい。

○庄野府政委員 漁場の転換が具体的に非常に窮屈になつてきたから、沿岸は沿岸へ、沖合いは沖合いで、構造改善でやる、こういうふうな御指摘のようでございますが、必ずしもわれわれはそういうふうには考へてないわけでございます。むしろ、やはり新しい漁場の開発等は固において調査船を出すと、いろいろな公館を通じて調べるとか、そういうこととで新しい漁場の開発等は努力いたしておるわけでございます。そういう面におきまして沖合いから遠洋へ出るとか、あるいはそのあき間に沿岸から沖合いへ出る、そういう措置も当然考へておるわけでございます。

なお最近の転換の一例でございますが、沿岸漁業にも遠洋のカツオ・マグロの新しい許可を出しまして、沿岸から沖合いへ、遠洋にカツオ・マグロをとりにいふ、こういった方途も講じておりますし、なお沿岸等の漁民が相当数従事しておりますサケ・マス等におきましても、カツオ・マグロに転換するとかあるいは遠洋底びきに転換する、いろいろな転換方策を進めておるわけでございます。そういう面もわれわれとしては今後転換方策を合理的に進めてまいりたい、こういうふうに考へております。

〔田口(長)委員長代理退席、委員長着席〕

○松井(誠)委員 最近のカツオ・マグロへの転換といふものが一つの例と言われましてもいいけれども、おそらく唯一の例と言つてもいいくらいではないかと思ふのですが、ともかく沿岸や沖合いの外延的な拡張といふのは漁場の開発

という問題のほかに、やはり大資本を規制するというそういう形で実はまだ十分の余裕があるのではないかと、そのことを漁業制度の壁をつくつてしまつておいて、そのワクの中で構造改善をやるといふ、それにはもう一つの限界が初めからあるのではないかと、う疑問を持つわけでございます。私がなぜそういう疑問を持つかという、この構造改善事業の中でいわゆる漁船漁業といふものの比重が非常に低いのではないかと、疑いを持つからであります。最近浅海養殖とかいって、養殖業といふものが沿岸漁業の生きる大きな道になつておる、これはそれとおりでありますけれども、しかし養殖ができるというところは、地形的にどこでもできるわけではございません。言つてみれば日本海沿岸といふものはそういう適地が非常に少ない。裏日本などという蔑称で呼ばれておるこの日本海の沿岸の漁民は、構造改善に何を期待するのといふことになりまして、やはり大きな柱は漁船漁業じゃないか。その漁船漁業が構造改善で具体的にどう取り扱われておるのかということをお伺いしたいと思つてますけれども、やはりこの漁船漁業といふものも構造改善の中で沿岸漁業の振興の中で重要な柱だといふように理解はしていいですね。

○松井(誠)委員 確かに沿岸漁業といふものは非常にいま困難な時期に差しかかつておると思うのですが、客入なんかの考え方で、ともかく過剰人口といふ、それを解決しなければ、もう漁船漁業はにっちもさっちもいかないのだ、そういう一種のあきらめみたいなものが先に立つておるのではないかと。沿岸漁民とそういう漁船漁業の小さいものを間引く。それから、一部は養殖のほうへいく。一部は沿岸漁業で何とかやっていく。そうして、恵まれた少数のものが沖合いへ出ていくというやうなことが、何か客申の基礎のやうに思ふのです。この漁船漁業といふものについて、もと本氣になつて考えれば、つまり沿岸漁業政策のワクの中で漁業から出ていくという形で間引くという形でもなくともやれるといううそれは農業よりもっと困難でしょう。困難でしようけれども、それが政策の基本、少なくとも農林省、水産庁の政策の基本でなければならぬじゃないか。つまり外へ出ていくことを初めから期待をして政策を立てるというの、言つてみれば一番大事な困難な問題を回避して放棄をしてしまつたということになりませんか。そういう意味で私はお尋ねをしたいのですけれども、漁船漁業で何としても一番重要なものは、この構造改善では基盤の整備といふことを盛んにしておりますけれども、基盤の中の基盤である漁港といふものがこの構造改善からはずれておる。これは一体どういふわけですか。

○庄野政府委員 構造改善対策事業といつたしまして、御指摘のように漁船漁業等も、これは経営の合理化なり経営規模の拡大なりといふことで大きく取り上げていくわけでございますが、やはり基本的な問題といつたしまして資源の培養といふことが必要であらうかと存じます。いままで日本の漁業におきましては資源に対する配慮といふ問題が非常に薄かつたのではないかと、今後はやはり沿岸漁業におきましては資源の保護培養といふことを非常に重点的に考えなくてはならぬではないかと。資源の保護培養を講じながら沿岸の漁船漁業の振興をはかる、こういうことも必要であらうかと存じます。そういう意味におきましては、魚礁なり漁場改良なりといふ点を沿岸漁業の構造改善の一つの大きな柱にいたしまして、御指摘のやうな漁港の問題につきましては、漁港法の審議並びに第三次漁港整備計画の御承認の際にも御指摘がありましたやうに、漁港の整備につきましても、沿岸漁業構造改善対策事業と関係のあるわけでございます。沿岸漁業の振興の中心となりますやうな漁港の整備を第三次の漁港整備計画におきましては大きく取り上げて、この沿岸漁業構造改善対策の一つの基盤造成にいたしたい、こういう考えで、御指摘がありましたやうに、その間の計画にそのないやうに、事前に十分密接な計画の連絡調整をはかつていきたい、こういうことにはいたしておるわけでございます。

○松井(誠)委員 この法律案ができました前に水産庁でつくりました、第何次案になるのか知りませんが、第何次案の中には、構造改善の中に漁港といふものがちゃんと入つておるわけです。それを今度はわざわざ抜いておるといふことが私はどうもふに落ちないわけですから、それと、もう一つは、なるほど今度は漁港法の改正で特定三種漁港の補助率といふものは上がるけれども、ほかの一種、二種あるいは普通の三種の漁港についての補助率は依然として昔のまま。ほんとうに漁船漁業といふものを一生懸命やろうといふことであるならば、私は特定三種の補助率を上げたことが悪いといふものではありません、しかし特定三種漁港の直接の利益を受けるのは、少なくとも沿岸漁民ではないわけですか。ですから、ほんとうに沿岸漁業の振興をやろうといふことならば、少なくともそれと並行して一種、二種あるいは普通の三種の漁港の補助率も当然上げるべきではなかつたのか。それはやはり構造改善の中で漁港整備の重要な柱として、この法律案の中にきちんと明記をすべきではないか。そうしなければ、一体この改正案は漁船漁業をどう考えておるのかといふことが正面からわかっていきにくいのです。その最初の案にあっては抜けた漁港といふもの、この間の事情といふものは何かおありですか。

○庄野政府委員 漁港の整備は漁港法によつて行なうといふことで単独の法律があるわけでございますが、漁港法によつて整備計画を立て、漁港の整備をはかるのは、もちろん水産省の振興でございます。漁港には第一種から四種まであり、一種、二種港がおおむね沿岸漁業の漁船が利用する漁港になつておるわけでございます。沿岸漁業の構造改善対策を進めますについで、その漁船の生産なりあるいは漁獲物の水揚げの基地になる中核的な一種または二種漁港につきましては、重点的にこれを整備計画に取り入れて、構造改善対策事業と即ちして整備をはかる、こういう方針にいたしておるわけでございまして、御指摘のやうな補助率の改正等はまだ実現いたさず、特定三種だけが今度補助率の一割アップをいたしたわけでございますが、そういう問題につきましては、漁港法の御審議のときに御指摘がありまして、ただいま検討中でございます。

○松井(誠)委員 やはり漁船漁業を構造改善の一つの柱にするならば、漁港といふものについてもいままでとは違つた特段の考えといふものが必要ではないか。漁港法によつて整備計画をやるんだといふことは何もいまに始まつたことではなくて、この第何次案の前の原案ができるころから考えておつたわけですか。しかしそのときには、それにもかかわらず漁港といふものを構造改善の基盤整備の中に入れておつたのですから、私は、それが漁船漁業を重視するといふことが原因でなければ幸いだと思つてお尋ねをいたしたわけでありますが、この漁港の問題について、離島の関係について、その補助率はどのやうになつておりますか。漁港の施設といつても、基本的な施設、付属的な施設あるいは機能施設といふか、いろいろ施設があつて、補助率も本土の場合とは違つておるやうな感じが、離島の場合にはどういふやうになつておりますか。

○庄野政府委員 漁港施設の国の負担金あるいは補助金の関係であります。

が、漁港施設には基本施設と機能施設とあることは御承知のとおりと存じます。機能施設につきましては、北海道と内地と離島、こういうふうな三つのグループに分けて、離島関係につきましては、基本施設は国において全額見る、そういったふうに承知いたしております。

○松井(誠)委員 本土の場合には、その漁港のいろいろな施設が、基本施設のほか、あるいは機能施設というのですか、それも補助率は同じだと思ふのです。離島の場合には、基本施設はなるほど一〇〇%の補助ですけれども、それ以外の施設については補助率が低い。この違いというものは一体どこにあるのでしょうか。御承知のように、やはり離島は漁業で生きていかなければならないという、そういう環境が非常に多い。しかも資金が足りない、ですから、特別に離島のめんどうを見るというその法律の趣旨からいえば、漁港施設の基本的なものだけに限って高い補助をし、それ以外の施設は低い補助をするという、そういう区分けはどういうわけですか。本土の場合には、基本施設も付属施設もみな同じ補助率であるのに離島の場合に変わってくるというのはどういうわけですか。将来やはりほかの施設についても一〇〇%補助という形に持っていく御意思はないかどうか、お伺いをしたいのです。

○庄野政府委員 離島の場合には、基本施設が一〇〇%ということが高いわけでごさいます。基本施設が漁港としてまず整備すべき先決の問題でございまして、われわれはその機能施設が低いというんじやなしに、機能施設は大体

内地と変わりないわけでごさいます。基本施設だけ内地よりも非常に高く、一〇〇%補助する。こういうふうな特に離島についての措置をしたわけでごさいます。内地と格差があるというふうにお考えにならないで、基本施設だけ内地よりも特段の措置を講じてある、こういうふうにお考え願いたいと思ひます。

○松井(誠)委員 基本施設だけ一〇〇%補助してあるのだから、それでありがたく思ふ、そういう御答弁ですけれども、私はそれは離島の漁業の実情をよく御存じないからだと思ふのです。何としても金がない。基本施設だけではできても、さてそれからあと自力でその付属をやるといふことはたいへんなことです。ですから、今度の構造改善の計画でもそういうことがいよいよ隘路になっていくわけですから、それから構造改善、そしてそれによる沿岸漁業の振興をほんとうに真剣に考えるならば、やはり基盤中の基盤である漁港について、もっと政府がめんどうを見るべきではないかと思ひますので、そのような方向で検討されることを要望いたしたいと思ふのです。

時間がございませんで、あと二、二点にいたしたいと思ひますけれども、先ほど私が申し上げましたように、沿岸と沖合いとが利害が衝突する。そのときに調整の原則は何かというのを尋ねておりました。それからもう一つ、沿岸が沖合いへ出ていくというようなことが構造改善の中ではもうはずされてしまつて、沿岸は沿岸の中で何とかやっていけ、そのような考え方が構造改善の計画にあるのではないかと、この危惧も表明をいたしま

したけれども、たとえば先般、去年の夏の漁業法の改正のときに私お尋ねをいたしました小型底びきと沿岸漁業との調整の問題であります。形式的には小型底びきとの調整の問題ですが、具体的に申しますと、小型底びきと沿岸漁業との操業区域というものは、一応県なら県の規則でございまして、そのきまつておる調整の原則は何に基づいたのか知りませんが、それはやはり少なくとも沿岸漁民は殺さないということを基本的な前提として、そういう意味の社会正義を基本にして私は調整をきめたのではないかと思ふ。それでなければいかぬと思ふんです。その底びきが定められた海域を越えて沿岸に必要にといひますか、法令に違反をして沿岸をしていくということが非常に多い。そしてそういうことによるトラブルがおそらくはあちらこちらにあるに違いないと思ふんです。そのときに調整の原則、そしてそれが沿岸漁業振興、構造改善とどう結びつくかということに関連をしてお尋ねをいたしたいのですけれども、具体的に申しますと、新潟県の場合にこの小型底びきの夜間の操業を許しておる。夜間の操業を許しておるために、いわば夜陰に乗じて沿岸をしていくという事態が起きているわけですから、この点について、前の伊東水産庁長官は、違反操業の原因になるようなものはこれからなくしていきたい、そして夜間操業を許しているところと許していないところがあるから、そういうものは統一した指導をしたいという御答弁でありましたが、そのことについてどのようにお考えになつておるか、お伺いをいたします。

○庄野政府委員 沿岸漁業の中におきまして、いわゆる沿岸に接して一本釣りだとか、あるいははえなわだとか、あるいはタコつぼだとか、沿岸漁家を中核にするような漁業と、それから沿岸の中でも小型底びきといったように、多少沖合いにおいて底びきを営む漁業とがあるわけでごさいます。その調整の問題は非常に困難な問題でございまして。この問題は越佐海峡のみならず、紀淡水道だとか、あるいは豊後水道だとか、あるいは北海道等におきましても問題があるわけでごさいます。長年のいろいろな紛争の経過を経て、今日のいろいろな禁止区域の設定あるいは禁漁期間の設定、操業期間の制限、そういった調整が行なわれてきておるわけでごさいます。それは漁業調整規則によりましてそういった調整をしておるわけでごさいます。先生が御指摘になりますように、やはり社会正義という問題と経済の経営の問題というものの一つの衝突のあらわれかと存じておるわけでごさいます。いずれにいたしましても、沿岸におきまします漁業があるということ、やはり小型底びきの漁業があるという現実の姿を考えた場合に調整をはかてまいらなければならぬと思ひます。いずれにしても社会正義がそれであるのではないかと思ひますが、その調整が非常にむずかしいわけでありまして。越佐海峡の御指摘のような夜間におきまします操業等につきまして違反漁業が多いというところで、この取り締まり等にわれわれは非常に苦心しておるわけでありまして、夜陰でとるというふうなことで、なかなか取り締まりの実があらならない面もあるかと思ひます。違反があれば必罰主義

で、厳罰に処するという方針は、再々国会におきましても申し上げましたとおり、前長官、私におきましても同じの方針で、その違反漁業に対する処罰は厳重に行なつて、こういうことのないようにというふうにお考えをしております。要は、やはり資源が非常に問題になつてくるわけでありまして、少ない資源をいかに分け合うかという配分の問題にならうかと存じます。いずれにいたしましても資源の造成等もあわせて考えながら、両方の主張をよく聞きまして、さらにこういう問題につきましての調整をはかてまいりたい、こういうふうに考えております。

○松井(誠)委員 いま全国的に、夜間操業を許しておるところと許していないところの統計的な資料はございせんか。

○和田説明員 小型機船底びきの夜間操業の禁止は、現在都道府県の漁業調整規則でやっておりますが、全面的に夜間操業を禁止しておりますところは現在四県、なおその四県のうち、一、二の県はすでに関係の海区調整委員会で決定をいたしまして、近く一部について解除の予定だという報告が参っております。全く禁止をしておりません県が十八都道府県、種類によりまして一部禁止しておりますのが十七県であります。

○松井(誠)委員 種類によつて禁止をしておるといふのは、具体的にどのようなことを意味するのですか。

○和田説明員 県によつて違ひますけれども、小型底びきの中に、たとえばナマコをとるような底びきでありますとか、自家用の餌料をとりますとか、あるいはエビをとりますとか、そういう

う小型底びきの中の種類に応じて地方地方の実情に即して解除したり禁止しておるということであります。

○松井(誠)委員 具体的な事例を言いますと、実際にやってくるのは、小型ではなくてむしろ十五トン以上の中型の船がやってくる。昼やってくる、沖の方に昼寝しておいて、夜になると動き出す。これは夜動く魚をとろうという意味じゃなくて、接岸しやすいから夜動いてくる。船の位置は、なるほど遠くにあるように見えて、網はずっと接岸をしておる。千間というのですから、二千メートルくらい船から長い網を接岸させて底びきをする。そのためにもほんとうに稚魚が根こそぎ持つていかれる。そのために年がら年じゅう紛争が起る。その底びき船を追いかけ、船の上に飛び乗って傷害事件が起る。漁村を回ればそういう訴えばかりです。それはやはり何としても夜間操業を許しておるというそのことにかかっておるわけです。取り締まりを厳重にするに言いますけれども、夜間ですから取り締まりの船が来るように手配をすればもうそのときにはいない。ですから、夜間操業を禁止することによってこの底びきが立ち行かないという合理的な理由があるのならば、これはまた話は別でしょうが、しかしそれにしても、沿岸漁民が食えないのと、底びきが食えないのと、その数からいって、つまり社会正義というものを基本にする限りにおいては、やはり沿岸漁民の利益を主にしなければならぬと思います。なるほど底びきは能率的な漁法でよい。しかしそういう経済的な合理性ということのために沿岸漁民の生活が犠牲にされていいというは

ずはないと思う。ですから、そのような具体的な事例というものをひとつお調べになって——底びきというものは能率のあがる漁法なんだという経済的な合理性一本やりの考え方での沿岸漁業というものを律せられるということになりますと、たいへんなことになりはしないか。そう言いますと、それじゃ沿岸漁民も底びきをやればいいんじゃないか、沖合に出ればいいんじゃないかと言いますけれども、現実には一体この構造改善事業の中で小さい沿岸漁民が沖合に出ていくような具体的な措置の裏づけがあるのかということになる。たとえば漁船なら漁船の建造の問題にしても、私は必ずしもいままでとは格段に違った保護助成の政策がとられておると思わぬのです。時間がないので大体終わりにいたしますけれども、さらに漁業金融の問題とかあるいはその他の問題について、実際の法律案ができることによって、いままでの沿岸漁業振興策と具体的にどこが違うのか、どれだけが違うのか、ただ、いままでやったことを成文化するにすぎないのではないかという疑いがあります。

最後にお伺いをいたしますが、この法律案というものは沿岸漁業の振興にとつてまさに画期的な措置を予定しておる法律案と考えていいのかどうか。現実には漁船の問題にしても、漁港の問題にしても、おそらくは変わりばえのしない政策しかいまとられていないと思いますけれども、あるいは漁業金融の問題にしてもそれは格段の違いがあるような気配も見えませんか。その全体を含めて、この法律案が沿岸漁業振興にどれだけの役に立つかと

いう、抽象的なことになりますけれども、その決意を最後にお伺いいたしたいと思うのです。

○庄野政府委員 われわれといたしましては前向きな姿勢で対処していきたい、こういうふうに考えております。

○松井(誠)委員 最後にするつもりでしたけれども、そういう御答弁ではこれで終わりにするわけにはまいらな。ですから私は、そういう内容の空疎な答弁というのはこの法律案がどれだけといわれる一つの原因ではないかと申すのです。なるほど数年来沿岸漁業の振興ということを一つの重点施策にしましてまいりました。まいりましたけれども、しかしそれでもうまくいかなかったという現実があるわけです。ですから、ここで飛躍的に政策を強化するのだという決意がなければ、この法律ができたけれども、いままでやった政策、法律案というものをただこれとまとめたということにすぎないならばお経だと思ふのです。前向きということばはいろいろな意味に使われるでしょう。しかしほんとうに食えない漁民がともかく食っていける、言ってみれば人間としてのぎりぎりの線というものはこれで何とか保障ができるのだ、それくらいは水産庁長官として言明ができませんか。具体的な裏づけのことはまたあとでいろいろお聞きする機会があると思ひますけれども……

○庄野政府委員 具体的に申し上げますと、構造改善対策事業をこの法律によりまして裏づけをしていただきました。その中の実施の問題といたしまして大型漁船の公共化、その事業費の拡大をはかる、あるいは融資の方途とい

たしましては構造改善対策資金の融通、三分五厘の低利資金のワクの確保をはかる、われわれは具体的に拡充の姿勢で進めたい、こういうふうに考えておるわけでございます。なお、漁港等につきましてもいろいろいま研究会等を経て、機能施設、基本施設、その他運賃の現状を洗いながら、御指摘がありましたような補助率のアップ等も含めましていろいろ検討しておるわけでございます。今後沿岸漁業構造改善あるいは中小漁業の振興方策というものにつきましてもさらに拡充し、具体的な方向を進めたい、こういうふうに考えております。

○長谷川委員 参考人出頭要求の件についておはかりをいたします。

ただいま審査中の内閣提出にかかる甘味資源特別措置法案及び芳賀貴君外二十六名提出、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案の両案審査のため、参考人の出頭を求め、その意見を聴取することにいたしました。と存じますが、御異議ございませうか。

○長谷川委員 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

なお、日時及び参考人の人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませうか。

○長谷川委員 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

午後四時十八分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる沿岸漁業等振興法案外四件について質疑を続行いたします。 飯谷忠男君。

○飯谷委員 私は政府提出の沿岸漁業等振興法案並びに社会党提出の漁業基本法案外二案についてお伺いをしたいと思います。

まず、政府提出の沿岸漁業等振興法案についてお伺いをいたします。時間の関係もございいますから、前置きは抜きにいたしまして、単刀直入にお伺いいたします。

まず第三条の政府の基本的な施策の方向であります。そこに八項目が規定をいたされておりますが、なお私は基本的な問題として二、三追加をしてお伺い申し上げて、所見を承っておきたいと思ふのであります。これはすでに先日来からいろいろ同僚議員から御質問があったことで、あるいは重複するかもしれないけれども、この際もう一度政府の考え方を確認いたしておきたいと思ふ。

第一点が水質保全と漁場喪失に対する対策の問題であります。御承知のように日本経済の目ざましい発展、それによる土地造成、工場排水あるいは農薬の使用の増大、こういうものが水質汚濁と漁場の荒廃、喪失等に将来重大な影響がある。今後の沿岸漁業の対策上特に構造改善事業を推進する上において、放任することは絶対にできない問題である、基本的な問題として考

なくちゃならないのじゃないかと思うのであります。いたずらに他の法律に漫然とゆだねるというのではなくして、この際積極的に明文化をする必要があるのじゃないか、こういうふうに考えます。これが一点。

時間の都合がありますからまとめたいと思いますが、第二点は、農業基本法の十四条には、農産物の輸出振興に関する一条が設けられておる。水産物の輸出は全輸出額の六〇程度で、その面から見ますときわめて少ない額ではありますけれども、御承知のようにカツオ、マグロといったようなものは全漁獲量の半分以上が輸出に依存をしておる。あるいはまた真珠養殖のごときはそのほとんど大部分が輸出に依存をしておる。したがってこれら漁業といふものは、輸出を振興すること自体が漁業の振興に直結をしておる。さらに国内市場価格というものはやはり輸出価格にささえられておる。こういうふうな点を考えてみると、これまた重要施策として当然規定すべき問題ではないかと思うのです。さきの長官の答弁についても、その問題についてはいろいろ積極的な考え方を持たれておるようでありまして、それならなおさら一応明文化をしておくことがいいのじゃないか、こういう考え方をもちます。

か、こういうようなことについてどういう考え方を持っておるか、いま一度はつきり承っておきたいと思うのであります。

第三点は、社会党の基本法にもうたわれておるのであります。災害による損失の合理的な補てん等によって、経営の安定を図る」というのが五号に記載せられておるのであります。一応これで御趣旨はうたわれておるとは思ふのでございまして、合理的な補てん制度というものは、これは漁船保険は別といたしまして、その他の漁獲あるいは漁具といったような制度といふものは確立をされていなくてございまして。これまた漁民のきわめて関心を持ち要望をしておる問題でありますから、やはり積極的に漁業制度の確立といったようなものも明定をする必要がある、こういう考え方をもちます。

さらに漁船の避難防止の措置、これまた沿岸漁業等の特殊性に基づく施策として、一応その態度を明確にしておくことはどうか、こういう考え方をもちますのであります。以上三点について水産庁当局の考え方をもう一度伺っておきたいと思つておられます。

○庄野政府委員 政府提案の沿岸漁業等振興法案につきまして三点御質問があったわけでございまして。

水質保全の点につきましてお答え申し上げます。

政府提案の沿岸漁業等振興法によりましては、第三条一号に「水産資源の適正な利用、水産同植物の増殖等によつて、水産資源の維持増大を図ること。」、こういうふうなうたつてございまして、端的に水質保全ということばを使つてございせんが、この条項によりまして

水質保全の要は結局水産資源の維持増大にあるかと存するわけでございまして、水産資源の維持増大をはかる国の基本方針にとりまして、政府といたしましては水質の保全等も十分に汚濁を防止していきたい、こういうふうに考えております。その実質的な方法といたしましては、御承知のように水質汚濁防止に関する法律と工場排水等の規制に関する法律の二法によりまして、水質の保全を河川ごとにあるいは沿岸の水域、海域を指定いたしまして、河川または沿岸海域の水質保全を現在におきまして調査し、江戸川あるいは石狩川等水質基準がすでにつくられて、その基準によりまして、水質の汚濁を食い止める、こういうふうな措置をやつておるわけでございまして、政府といたしましては、いま申しました水質二法の運営によりまして、第三条の一号によりまして水質保全を実施いたしてまいりまして、よく水産資源の維持増大をはかつてまいりたい、こういうふうな考え方をもちます。

それから第二点の水産物の輸出の促進及び輸入の抑制等に関する諸点につきまして、輸出につきましては、御指摘のように水産物は日本の全輸出額の六〇を占めるわけでございまして、そのうちでも真珠等はほとんどが海外輸出に依存をしておる、それからマグロの冷凍あるいはマグロのかん詰、サケかん詰あるいはカニかん詰といったようなものの相当部分が海外に輸出されておるわけでございまして、こういう点につきましては、第四号の水産物の流通の合理化、価格の安定といったようなことをうたつてございまして、

それによりまして輸出促進をはかるという点を考えております。要は、やはり生産性を高めて生産価格の安定をはかり、したがってそれによりまして加工施設あるいは流通機構の整備をやつて製品の適正な価格形成をいたしまして、それによりまして輸出水産物の輸出振興に關します法律等によつて輸出協同組合、輸出組合あるいは輸出を扱います共販会社を通じて無用な国内競争を排除して海外の輸出の伸長をはかるという点を考えております。

なおその先決の問題といたしましては、海外の市場の調査といったような点を実施する、そういう面において輸出の振興を今後とも促進してまいりたい、こういうふうな考え方をもちます。

なお輸入の点につきましても、御指摘のように輸入の抑制ということばは入られてございせん。第四号の運営によりまして、水産物の輸入等については適正な措置を講じていきたい。これは御承知のように自由化の関係で、まだ自由化していないものが、御指摘のようにノリとか、あるいは沿岸漁業の競合のブリ、アジといったようなものがございまして、こういうものについては国内沿岸漁業等の影響が非常にあるわけでございまして、こういう面において自由化に際してよく慎重な態度をとらなくちゃならぬと考えております。また将来におきまして、関税の問題あるいはそれを受け入れます場合のいろいろな受け入れの方法等があるわけでございまして、適正な措置によつてそういう問題を解決していきたい、こういうふうな考え方をもちます。これは輸出入を総観いたしまして、日本の水産物が輸出に依存する面が非常に多い。

い。こういう面を考え、相手国に対する問題等もありまして、輸入を制限するあるいは抑制するといふような刺激のなことを用ひまして輸出の伸長がはばまれるというふうなことのないよう、水産物の流通の合理化ということと、そういった輸出の促進と、輸入に対する慎重な態度をとる、こういった方途をわれわれとしては措置したい、こういうふうな考え方をもちます。

なお「災害による損失の合理的な補てん等によつて、経営の安定を図ること。」災害対策としては、第五号にうたつてございまして、これによりまして、いま実施しておりますのは漁船の保険を中心といたしまして漁船損害補償法であります。これはさらに制度の拡充なり運用の改善をはかつていく、こういう態度でございまして。なお漁獲物の共済、あるいは漁具、漁網の共済につきましては、ただいま、三十二年とありますが、三十二年から試験的に実施いたしております。それでこの実施の状況をただいま十分検討いたしまして、三十八年で一応試験実施の段階が終るわけでございまして、三十九年度からこれを制度化して法律にしていきたい、こういうことで研究会を設けて鋭意研究いたしております。大体七月末を目途に成案を得るよう努力をしていく段階でございまして、漁業共済の制度化といふことも十分考へておるわけでございまして。なおその他災害によりまして経営の不安定を来すことのないように、災害融資あるいは激甚災に対します補助といったような点もさらに拡充してまいりたい、こういうふうな考え方をもちます。

が、五億多少になろうかと思ひます。それが構造改善の中で地域ごとによる事業でございます。なおそのほかに漁場改良事業として構造改善事業に先行投資として漁場の造成をはかる、こういうのを並行してやっております。それも構造改善の計画にのっとって全国規模でやっておるわけでございますが、そういうものを入れますと六億をこす、こういうことになります。

○仮谷委員　午前中松井議員からの御質問で、この法律によって漁業対策が思い切って推進ができるか、大改革ができるか、こういうったような御質問があったのですが、率直に言つてわれわれもこれによって大きく前進する、漁民が期待しておる沿岸漁業の対策というものはそうできぬのじゃないか。施

うものはそうできぬのじゃないか。施策の内容を見ましても、従来一応みんなで議論されてきたものが離別されておる程度である。そういたしますと、それかといって奇想天外の施策があらうはずはないのですから、私はこれを着実に進めていくところ、これが一番必要だろうと思う。そのために漁民として一番魅力を持つものは、補助率を増大してもらいたい、融資をワクを大きくしてもらいたい、そして金も借り

られる、補助金ももらえんというところには漁民自体の一つの魅力がある、期待があるわけです。それが今日の程度——わずか三億円の補助金あるいは二億五千万程度の融資といったようなことでは、少なくとも一県一地域の場合においてはたして何ほどのことができるかという問題について、われわれは非常に遺憾な点があるわけでありまして、これは早急に、ではいま直ちにこのワクを増大しなさいという、ことを

言ったところでできようはずがないと思ふのでありますが、将来こういつた面で十分ひとつ御検討をいただきたい。特に農業改善の問題と比較をいたしまして、少なくとも基本法にかわる沿岸漁業振興法ができるのでありますから、漁民の期待にこたえるような、せめて積極的な今後の御努力をお願いいたしたい、こういうふうにご考慮願うわけであります。

そこで次に移りますが、八条の二項の重点施策の中に「生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善」というのがある。これも午前中の御質問にもいろいろ出たようでありまして、私はこの第一号の問題は単に沿岸漁業だけの問題でなくして、やはり中小漁業にも関連する問題であらうと思ふのであります。漁業転換といへば、まずその事業をする前提として、考えるべき問題は、やはり許可の問題、免許の問題、これを考えなければならぬと思ふ。従来漁業の転換といへばカツオ・マグロが何か代表的なものであるようになってきておりました。また政府もそれを終着駅としていままでいろいろ取り扱われてきたように考えられます。おそらく今後といへども、私は転換の問題もいろいろとお考えがあらうと思ふけれども、結局それ以外の方法はないのじゃないかということが現実の問題として考えられるわけであります。ところで政府はこの制度改正前に中型カツオ・マグロの新規許可要綱というものをおつくりになった。そしてすでに、しかも二万トン余りの転換を実施されたのであります。そこでまず伺いたい。私はこの二万トンの転換の問題につきましてもあとで少し検討

を加えてみたいと思ふのであります。まず先にお伺いしたいのは、そういうふうにしてすでに制度改正に先行して実施をされたのでありますから、今後この法案を実施しようとする場合において、この問題が再び起きると思ふ。さらに具体的にどういう転換策を持っておられるのか、そういう問題についてこの際基本的な考え方を承っておきたいと思ふ。

○庄野政府委員 沿岸漁業の構造改善事業を進めてまいります場合、いま御指摘のように生産性の高い漁業への転換といふことは十分考えなくてはならぬかと存じます。御指摘のように中型カツオ・マグロの転換を昨年からことしにかけて実施をいたしたわけでございまして、ただいまその実施状況を見守っておるわけでございます。こういう沿岸から遠洋への中型カツオ・マグロの操業がどういう動きを示すかというのをわれわれは実施をよく見守りまして、その結果をよく判断したい、こういうふうにご考慮願うわけでございます。

なお、カツオ・マグロのほかにもわれわれの考えます分として、やはり沖合いに出ていく場合の遠洋の底びきの転換、そういうものも考えられようかと存じます。日本海サケ・マス、これに就いては、日本海サケ・マスの漁民でございまして、そういう日本海サケ・マスの漁民でございまして、網からもカツオ・マグロにも一部転換をした、あるいは北洋の底びきを遠洋に転換する道を開くとか、そういう道を順次開きながら、沿岸からまた沖合に出る、そういうことも考えなくてはならぬかと存じます。なお生産

性の高い漁業への転換ということには、そういう漁業形態の変わるマグロ・カツオにかわるばかりでなく、沿岸におきましても、今後非常に進展が期待されております養殖漁業といったような面にも転換を考えた方がいいのではないか、こういうふうにご考慮願うわけで、こういう面からの計画を構造改善事業の中に大きく取り上げて実施していきたいと思ふ。

○仮谷委員 さきの転換の実績ですが、それを見守りながら今後考えたの構想を立てていくというお考えだと思ふのであります。私は、この問題は一応転換策として打ち出されたものの、実質的にこれを漁業構造改善事業でやるという熱意に燃えてきた場合、これは真剣に対策を考えておかねばならない、非常に困りになるのではないか、こういうふうにご考慮願うのであります。そのためにはやはり許可制度の根本的な再検討といふものも、これは非常にむずかしい問題であるけれども、取り組んでいかなければならぬ問題だと思ふのであります。そこで、さきの転換策の実施を見守ろうというお話もございましたが、それではさきの転換策、いわゆる二万トンの問題について、それがどういう形にいま実施をされておるか、少し検討を加えて正しい評価を求めておきたい、こういうふうには考えておる。そこでまずお伺いしたいのは、さきにご説明した二万トン余り、こまかい数字は存じませんが、やられたのですが、最終的な割り当ては一体どうなっておるのですか。業種別にひとつ承りたい。

○庄野政府委員 中型カツオ・マグロの新規の許可でございますが、総ワクで二万九百トン、百トン型にいたしまして二百九隻、こういうことに相なっております。詳しい資料は小委員会まで提出したいと思つておりますが、大体の数字を申し上げて、もし間違いがあれば訂正させていただきます。こういうふうにご考慮願うわけで、サケ・マス漁業からの転換といたしまして一万五百トン、それから沿岸漁業の新規のワクといたしまして三千八百トン、それから中型底びき網漁業からの転換分といたしまして二千九百トン、まき網漁業からの転換といたしまして一千四百トン、日本海サケ・マス漁業からの転換といたしまして千二百トン、それから特別にフィジー島の基地漁業といたしまして千二百トン、合計二万九百トン、こういうふうにご記憶いたしておきます。

○仮谷委員 その後の転換の進行状況を各漁業種別にひとつお伺いしたいと思ふ。

○庄野政府委員 これもいま詳しい資料を持っておりませんが、小委員会までに企業の認可あるいは建造許可といった点を取りそろえてお答えしたいと思ふ。なお、沿岸漁業等につきましても、すでに建造許可なり認可をいたしまして、あるいは既存の百トン型の船を購入して徐々に操業についております。で、沿岸漁業につきましても、この海外基地漁業で行なうもの、あるいは内地基地で単船操業を行なうもの、あるいは母船と共同して行なう母船式マグロの系列に入るもの、そういうものがあるわけでございまして、いまま詳しい数字を持っておりませんので、次会までに資料でお答え申

したいと思ふ。

○仮谷委員 それじゃあとで詳しい資料をいただきたいと思ふ。

それから次は、これはいやなことを聞くようでありまして、権利の横流しといふものやりました事実はないか。もしそういう事実があったとすれば、これは許可目的に反する。許可の取り消しといふことをいたしますか。

○庄野政府委員 特に沿岸漁業には新規の許可でございますので、権利の横流しのないようにという配慮をも考え、また中型カツオ・マグロの操業によります利益が関係の沿岸漁業に均てんできるように、こういう考えもありまして、原に公社の設立を指導し、公社にマグロの許可を出す、こういうふうな配慮のもとに権利の譲渡といふことを防いでおります。その他転換に對しまして許可いたしましたカツオ・マグロの新しい許可につきましても、これを新規の許可補充トン数に使用しない、こういうふうな考え方で、新規のそのまの譲渡といふことのないような道を講じたわけでございます。特

に沿岸漁業につきましては、公社等の設立によりましてそういうことのないことを期して強く指導をいたしております。

○**仮谷委員** 海外基地漁業というのが、フィジーですか、千百トン許可されております。これは何漁業からの転換ですか。

○**庄野政府委員** 千百トンがフィジー基地漁業に許可してございます。これは特に転換ということでないに、海外漁業の移住という考え方で新規の許可でございます。

○**仮谷委員** それじゃ特定業者に対する特定配分という意味ですか。沿岸漁業の転換は多いところで二隻、二百トン、少ないところで一隻、百トン。まだ一隻も割り当てがないところもあると承知をいたしておるわけでありまして、沿岸漁業の転換対策としてこのカツオ・マグロの新規許可というものは、各県がほんとうに真剣に考えておる問題であります。わずかに二隻くらいの割り当てをもらって公社をつくって、これから先どうして二隻で運営をしていこうかという大きな悩みを水産県は持つておるわけです。それだけ漁業転換として、率直に言ったらのどから手の出るほどほしい権利なんです。これが海外基地漁業という名目で、特別に漁業転換でもなしに新規に許可をされるということについて、私はそういう点についてきわめて水産庁の水産行政上の真意を疑いたくなるわけです。この問題は、私はとやかくこれ以上申し上げたくないと思っておりますが、じゃしからば将来そういうふうな問題が各県と各地域から出た場合に、同じような措置を水産庁としてはとら

れるかどうか、お伺いしたい。

○**庄野政府委員** フィジーの基地漁業につきましては、海外移住というような観点で漁民が海外に長期に移住して、そこで漁業を営む、こういった点は沿岸漁業から転換あるいは進出するという観念になるわけでございます。そういうような観点で、海外基地におきまして海外移住の性格を持って漁業を始める、こういった場合にこのフィジーは当たるわけでございます。そういう観点から割り当てをしたわけでございます。同様のものがあれば、今後とも考えてまいらなくちゃならぬかと存じております。

○**仮谷委員** 九十九トン型に対する問題でお伺いしたいと思うのでございしますが、これは中小漁業の問題にもなると思うのでありますけれども、やはりこの許可との関連を持っておりますからお伺いをいたしておきたいと思ひます。この問題は、昨年の二月に当時の長官と私との間でいろいろ質疑応答が行なわれて、きょうは速記録も持つてきておるわけでありまして、時間の関係もありますからそれも特別読むのは省略いたしますが、この九十九トン型に対する最終的な取り扱い、これはどういうふうになされておるか。

○**庄野政府委員** 九十九トン型の大型化の問題につきましては、漁業法の改正によりまして従来抑制されていた壁が除かれて、九十九トン型から百トン以上に大型化できる道が開かれたわけでございます。これにつきましては、許可方針によりまして補充トン数を一部使うことによりまして大型化していく、こういう道が開けたわけでございます。一般の大型化と同じ基準により

まして、大型化の道を開いております。

○**仮谷委員** もう少し具体的に、じゃどの程度まで大型化できるか、今後どういう措置をとられるか、それをひとつお聞きしておきたい。

○**庄野政府委員** 九十九トンが大型化する場合は百八十八トンまで上がりまします。それでその船で継続三年以上同一所有者が経営している場合は補充で上られる、こういうことになっておるか」と記憶いたしております。

○**仮谷委員** 百八十八トンまで無補充で上られるという線は漁業法改正以前から抽せんで一応できておったわけですから、漁業法改正の目的は権利の売買を廃止しようあるいはまた百トンラインを撤廃して十年間不自然な許可方針によって押えられてきたそういう人々に生きる道を与えてやろう、こういった点にも改正の大きなねらいがあると思ひます。じゃ従来の方針と何ら九十九トンの大型化について取り扱いは変わっておりますか。

○**庄野政府委員** 九十九トン大型化については、先ほど申しましたように法律でできなかったのが今度道が開かれる、その道によって大型化される、こういうことになったわけでございます。許可方針といたしましては、船舶の古いものから優先いたしまして、三年以上同一所有者が経営しているという場合に百八十八トンまで無補充で上られる、こういうことになっております。従来は抽せんあるいは選洋との交換という道があったわけでございますが、一定の資格があれば無補充、それから一定の資格が欠ける場合は一部補充を要する、こういうような

方針になっております。

○**仮谷委員** じゃ質問をあらためます。が、中小漁業と言ふ場合に中と小とはどこで区別するのですか。

○**庄野政府委員** 中小漁業、こう言うのは沿岸漁業との区別でございまして、中と小との限界がどこにあるかという御質問でございしますが、明確にその点は区別してございしません。中小漁業と申しますものの中には、午前中お答え申しましたような基準以下の漁業で、沿岸の漁船漁業であれば十トン未満が沿岸になりますから、それ以上のもので十トン未満、こういった幅の中に入るもの、こういうように承知しております。

○**仮谷委員** 私の質問が悪かったかもしれせん。中小漁業者と言ふねばならぬのを漁業と言ったから悪かった。だから中小漁業者としても中と小との区別はなかなかつきにくい。ところがこの法律の趣旨はどこにあるかといえ、やはり零細小漁業者というものを助けていこうというところにねらいがあるのじゃなからうか、こういうように私は思つておるわけです。そうすると、じゃどこで行政のめどを立てていくかといえ、漁業のいわゆる安定操業ですか、経営の安定ということをめどにして、そしてその経営安定は大体適正トン数、適正船型というものがあはります。適正トン数、適正船型によつてどの程度以上のものが経営が安定する、どの程度以下のものがきわめて不安定である、こういうところに一つの基準を置いて、そこで中小漁業対策を考えていくべきではないか、こういうふうに思ふ。率直に言いますと、三百人とかあるいは千トンとかいうふ

うなことをいろいろ考えておられるようでありまして、これは定義としては当然でしょうけれども、たとえばカツオ・マグロの問題を一つ取り上げてみますと、三百トン級の船を持つておる漁業者というものはほとんど沿岸漁業としては大企業として考えられる。経営も一応安定をしておるわけなんです。あるいは二百トン前後のもの、こういうものがまだまだ経営がきわめて不安定だということは一応水産庁としてもおわかりになるのじゃないかと思ひます。適正トン数だとか適正規模というものは一応めどが立つておるはずだと思ひます。それを、一応どの程度のところをめどに置いておるかということをお承ておきたいのであります。どうですか。

○**庄野政府委員** 適正トン数、適正船型という問題でございします。これは漁業種類によりましても相当変わつてくるかと思ひます。例をカツオ・マグロに引きましますれば、やはり操業の方式によつてもその適正トン数は変わらうかと思ひますが、いまカツオ・マグロにおいて先生が御指摘のように、三百トンが安定している、こうおっしゃつておられますけれども、必ずしも、あれは三百トンで適正トン数、適正規模だとは考えておりません。操業の形態によつて母船の系列に入る、あるいは内地操業をやる、そういうことによりまして適正トン数、適正船型というものも変わつていこうかと思ひます。内地基地におきましても集団操業だとかあるいは指導船にくついでいく、そういういろいろな操業の形態によりましてこの基準は変わつてくるかと思ひ

います。また、この問題は漁業権あるいは指定漁業権の一斉切りかえを行なうまでに十分検討いたしまして、そういう点のいろいろなバラエティーがあるかと思いますが、そういう点はよく検討させていただきたいと思っております。

○仮谷委員 そういった面で検討されたいのですから、ぜひ御検討いただきたいと思うのでありますが、参考までに申し上げておきますけれども、大抵二百四十トン級以上のもの、これはカツオ・マグロとしては大抵安定した経営ができるのだ、こういうことが一つの常識になっている、そのことは水産庁自体お認めになっておられる事態ではないかと思うのです。いわゆる九十九トンの大型化、これをほんとうに中小業者として、今後その安定をはかっていくという場合に、当然二百トン以上のものが安定をする形勢だということとは認めておられながら、それを百八十トンまで従来のままに押えるということは、これは中小漁業対策としても実際筋が通らないのではないかと、そういうふうには私は考えない。こういう問題はもう少し御検討いただきたいと思う。

また、私の聞くところによりますと、二百四十トンまでは一応認めてやろう、ただしその場合に四十トンの補充トン数を自分でつくっていい、あとの二十トンだけは足してやる、こういうことを水産庁の内部で定めておるかどうかわかりませんが、私はそういうふうには聞いていない。そういうことが事実だということになると、なおさらその許可方針というものはきわめて矛盾した方向ではないかと思っております。

そういう事実はあるのですか、御参考までに聞きたい。

○庄野政府委員 この船型なり船のトン数、改装区分というものにつきましても、やはり一挙に大きくするということにはつきましても、漁場の問題、資源の問題等も考えながら考えなければいけない問題だと思えます。また経営の技術、経営のリスクの問題等も考えて、この大型化の場合の改装というものが御指摘のようなことはないとはいえませんが、一応九十九トン型は百八十トンまで、こういうふうにはランクを置いて、さらにその上へいく場合にはまた補充トン数を考えなくてはならぬかと思っております。

○仮谷委員 この問題について、私はもう一つ問題があるからお伺いをしておきたいと思うのです。

百八十トンのいわゆる大型化には一定の要件が伴わなくてはならぬ。いわゆる木船は四年以上、鋼船は八年以上ということになる、これはまあいいと思うのです。ところがこれを昭和四十年一月三十一日までと期限にしてある、それまでにこの一定の要件に満たないものは大型化ができないというところになっておる。そうすると、鋼船の場合には結局昭和四十年まではその一定の要件を満たさないものがたくさんあるわけですね。そういう場合は、これはせつかくの恩恵に浴することができないという形になるわけでありまして、大体大型化をする目的は何かといえ、いわゆる十カ年間許可方針によって押えてきた重量資材だ、これを今度ひとつ漁業法の改正に基づいて引き上げていく、そして中小漁業者の

経営安定をはかっていくということにねらいがある、そういうせつかくのねらいでつくったものが、鋼船と木船とによってそこに差別ができてきた、こういうことは私はその大型化の趣旨に反することじゃないかと思うのであります。その点どういうふうにお考えでありますか。

○庄野政府委員 この大型化の問題につきましても、従来の方針を一挙に、漁業法の精神によって変更していくということにはつきましても、従来の経過で非常な不均衡ができるかと存じまして、三十八年から四十年まで、四十年から四十二年までと二段階に区切って、漁業法の改正の方向に即応するようにに漸進的に進もう、こういう配慮で二段がまえにいたしましたので、四十二年以降は漁業法の精神によってこの大型化を処理する、こういう考えで、四十年に一段階を置いたわけでございます。

そういふ面におきまして、鋼船と木船の間に、御指摘のような問題があるかと存じますが、鋼船につきましても、御承知のとおり資本投下等も多いいわけでございます。さらにそれを短期間にまた大型化するというような問題につきましても、今後の経営の問題に問題があるかどうかと存じ、そういう点を考えて、一応こういう基準をつくったわけでございます。

○仮谷委員 一応何らかの形で線を引かないと、整理がつかないとは思いますが、現時点においては、同じように鋼船と木船の違いだけで、九十九トン型という船を持っている、それが一定の期間内に、特別なものだけがその恩恵に浴し得ないという形になることは、これは、私はやはり許可方針から

いっても、どうも不合理じゃないかと思っております。一応四十年とか四十二年とかいう期限は切るべきでありましょうけれども、たとえばその後、現時点においてやはり鋼船で一応残るものがあるとするれば、これは救済の道を考えるべきじゃないかと思っております。どうですか。これはぜひ御検討願いたいと思いますが、どうですか。

○庄野政府委員 われわれの一つの問題といたしましては、大型化して経営を拡大し、安定の方向に向かうということも非常に重要なことでございまして、漁船の建造につきましても認可制、企業認可をやらず、漁船の建造についても一応の整理をいたしておるわけでは、最近の情勢をいたしまして、漁船建造が非常に旺盛でございまして、権利を持った船と、片一方においては権利のない船が非常にあって、こういった面が非常に問題でございます。

先生は御指摘のような面から見れば、木船と鋼船の間にいろいろ問題があるかと存じますが、鋼船については、先ほど申しましたように年数があるわけでございます。耐用年数の中におきまして、さらにこれを資本投下をしていくということにも、経営の問題とからんで、問題があるかと存じ、先ほど申しましたような線を引いたわけでございます。なおこういう問題については、将来の問題でございしますが、よく検討したいと思っております。

○仮谷委員 将来の問題として検討をしてもいいと思うのです。

もう一つ、三十九トン型漁船の対策の問題、これも中小企業対策として大きく浮かび上がってくる問題だと思っております。最近の、特に遭難、あるいはそれに伴うところの乗組員の不足で、経営というものが限界点にきておるということで、相当漁民としては重大関心を持った問題であります。直ちにこの問題についての結論を出すということは、なかなかむずかしい問題であります。やはりこの問題については、相当に将来真剣な心がまえで臨むべきじゃないかと思っております。もしこういった問題についてのお意見があれば、ひとつ承っておきたいと思っております。

○庄野政府委員 三十九トン型のマグロの問題は、御指摘のように航行安全の面から、非常に問題が起っております。非常に小さな船で遠くへ出るといった関係で、積み荷等に非常な無理をするということで、トップヘビーの形になって、それが日本近海を出る、あるいは帰港する場合、日本近海の風浪の荒いところに行きますと事故を起こしやすい。こういう点で、そのため三十九トン型のマグロの乗組員もなかなか確保しにくい、こういった経営面にまで反映いたしております。こういう問題につきましても、運輸省あたりからも、遭難防止という面から、相当意見が出ておるわけでございます。

これは緊急に処理しなくちゃならぬ問題だと思つて、この問題につきましましては、中央漁業調整審議会の中に小委員会をつくって、この問題の処理に、学識経験者の意見を聞いて、早急に処理対策を立てたい、こういうことで臨んでおります。

○仮谷委員 午前中に松井委員からもお話がありましたが、底びきの問題でありますが、これは沿岸漁業との調整が非常に困難であることは、私も現実の問題としてよく承知をいたしております。ただ底びきというものは、将来整理する方針に向かっているというところは、さきの転換の問題を見ましても、一応われわれは了解ができるわけでありまして、ただ漁業法の改正によって、これは漁業法の趣旨からいって当然かと思うのでありますけれども、大海区といった問題がまた一つの線に浮かび上がってきているわけでございますが、この問題は、ややもすると従来の底びきの、いわゆる操業区域拡大という形になってあらわれるおそれもあるわけでありまして、沿岸漁業と底びきというものは、これは全く利害相反する問題であります。特に大型魚礁等、今回は特に構造改善の重大な事業として取り上げて、積極的な施策を講じているやさきに、この問題との調整が将来の一つの大きな問題じゃないかと思ひます。私は少なくとも今後、底びきが沿岸、近海においてさらにその操業区域を拡大していくという形には、絶対になるべきではないという考え方を持っております。禁漁区を拡大することは、絶対にあるべきではない、拡大してはならない、そういうふうな考え方を承っております。この点について、ひとつ長官の基本的な考え方を承っておきたいと思ひます。

○庄野政府委員 午前中は、禁漁区を拡大せよ、禁漁期間は延長せよ、これが社会正義の一つの問題である、こういうふうな御指摘がございました。午後は、禁漁区は拡大すべきじゃない、こういうふうな御話でございしますが、

○仮谷委員 ちよつと待ってください。私が錯覚をしているかもしれないが、禁漁区というのは禁止区域で

○庄野政府委員 禁止区域というのは、先生がどちらのほうから着目していらっしゃいますか、底びきのほうから申しますと、底びき操業をやつてはいけないう区域になっているわけでございます。これは沿岸漁業との調整上、過去非常に長い間調整をして、今日の一つの禁止区域の設定、あるいは操業期間の抑制、禁漁期間の設定、こういうふうな経過で、一応の落ちつきを示しております。ところが最近におきましては、昨年から実施しております構造改善事業の進展、それから、やはり国民経済の進展に伴う漁業労働の確保の問題、そういういろいろな面から、さらにこれを、底びきのほうからは禁止期間を短縮してくれ、あるいは禁漁区等につきましても、資源の問題に問題がなければ、沿岸との調整可能な範囲において禁止区域も縮小してもらいたい、こういうふうな要請が間々出てきておるのであります。これについては、やはり沿岸漁業との調整を十分はかりつつ、そして両方の漁業が共存共栄できるというふうな線を見出すという、非常に困難な仕事でございまして、そういう調整を海産物調整委員会と、それから県、われわれの方は中央漁業調整審議会、こういうところの学識経験者の意見をよく聞きながら、そういうところの調整の問題も処理しておるわけでございます。今後とも、そういう沿岸構造改善事業の進展

○仮谷委員 引き続き、これまた午前中の質問にもあつて重複をいたすわけですが、八条の二号ですか、魚礁の設置、養殖場の造成というふうな事項がありますが、漁港がやはり依然としてそのまゝになっておる。もちろん漁港法によつてこれは整備するわけでありましても、やはりこの沿岸漁業の基盤整備の大本と申しますか、それはやはり漁港だと思ふのであります。今後無動力船を動力化していかねばならぬ。そういうことによつて沿岸漁業の今後の伸展をはかつていかなければならぬわけでありまして、第一動力化するにも漁港というものが整備されていなくて動力化自体ができないわけですから、構造改善の基本といたしましてはやはり漁港であります。そういうふうなことを考へてみますと、なるほど漁港法自体ではその整備が一応きめられておりますけれども、ただ漁港法では実質的に漁港整備がほんとうに遅々として進んでいない。第一次、第二次整備計画というものが立てられて、今度第三次整備計画が立てられましたけれども、第二次整備計画のものもがずっといまでも完成せずに残つておるわけでありまして、現実の問題として、離島振興の場合は別であります。地元負担なのであります。大体小さい町村、あるいは単位組合が負担を負わなければならないというところになりまして、大きく予算を盛つて進めていくこととすればするほど、そういう負担金の悩みも漁港の整備がおくれておる大きな原因なのであります。そういういたします

と、そういう欠陥をこの沿岸漁業の振興法によつて救つてやるといふところに、一番大きなねらいを持たなければいけません。せつかく沿岸漁業の振興法ができたけれども、従来と何も変わるころはないじゃないかと思はれる理由も、こういふところの一つの大きな原因があるのじゃないかと思ふのであります。率直に言つて補助率の引き上げなんです。これは長官の先ほどの御答弁では、明年度あたりぜひ考えたいというお話もあつて、まことにけつこうであります。これは言うべ

くしてはかの補助事業等にも影響する問題であつて非常にむずかしいと思ふ。そういたしますと、やはり沿岸漁業の構造改善の指定を受けた地区に關しては、この振興法によつてある程度救つていくというように一応考へてやることが私は一番現実的な政策ではないかと思ふのですが、どうですか。

○庄野政府委員 第三次の漁港整備計画を立てますときには、沿岸漁業構造改善事業も実施の段階に入つておるわけでございます。それで三百八十港といふものを拾ひ上げてまいります場合の一つの基準といたしまして、沿岸構造改善事業の中核漁港というものを優先的に第一種、第二種漁港のうちから三百八十港の中に取り上げる。こういう方針で大体県の調査の進みぐあい等ともならみ合せて、県の意見も十分尊重いたしまして、沿岸漁業の中核的漁港というものを三百八十港の中に優先的に取り入れてまいつたわけでございます。それで御指摘のように、沿岸漁業構造改善事業と漁港法による整備事業との間にはその矛盾のないように十分配慮はいたしてまいつたわけでございますが、要は地元負担の問題もあつて、この事業の進展をはかるためには、やはり国の補助の問題、地元負担を起債のワケ等も考えながらどのようにするかといったような問題があるわけでありまして、この問題は御指摘のありましたように他の公共事業とも関連して財政の規模とも関係があるわけでありまして、非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、御指摘のような点十分検討して何とか努力いたしたいと考えております。

○仮谷委員 中小企業対策で一、二点お伺ひいたしましたのであります。率直に言つて沿岸漁業対策がいわゆる構造改善事業等の事業法的にきわめて具体的に取り上げられておる。その反面中小漁業がきわめて抽象的で基本法的な表現になっておる。これは率直に言つてきわめて熱意のない感じがいたします。大体名は体をあらわすといひますが、最初から沿岸漁業等といひ、等という字で中小企業をあらわしておるわけでありまして、これはいさゝそ沿岸漁業及び中小漁業振興法、こういうふうなどういふわけではなかつたか。何か理由があつたのですかお伺ひしたい。

○庄野政府委員 法律のていさといひたしまして特に理由はありませぬ。沿岸漁業等といひましたのは、表題があまり長くなるからといふこともあろうかと存じます。十分法文の中身をお読みくだされば、沿岸漁業と中小漁業といふものはあらわれていると思ひます。施策については、第九條に改善事項を公表し、それにのつて指導し、またそれに必要な資金の融資は十

分確保する、こういうふうに書いてあります。それによって中小漁業の振興をはかってまいりたい、こう考えております。

○仮谷委員 第九条には一応当面する改良事業は羅列してあります。しかし、片一方構造改善事業と比較をいたしますと、何だか抽象的な感じを持たしておる。これは率直に長官も認めるんじゃないかと思う。しかも、核心というような問題、そういうような重要な問題にも若干触れていない面があると思います。たとえば二、三例を申し上げてみますと、まず弱小経営の組織化の問題であります。それから過当競争の正常化、これは非常にむずかしい問題であります。中小漁業者のいま一番当面する関心事はここにあるんじゃないかと思うのであります。そういう一面について全然触れられていないように思う。これが第一。

それからいま一つ、これはきわめて重要な問題だと私も思っております。ですが、先ほど少しお話をお聞きの中に入れて申し上げたのであります。中小漁業の大部分は許可制度が採用されておる。そうすると今日その許可制度の運用ですか、あるいは許可制度そのもののあり方が中小漁業経営に重大な影響を及ぼしておる。こういうことも私が申し上げるまでもないと思うのであります。もっと端的に申し上げますと、政府が決定する許可要綱ですか、あるいはその運用というものが中小漁業の活動を握っておる、こういうふうにも考えられるのであります。ほんとうにこれから真剣に中小漁業の問題に取り組んでいこうということになりますと、まず第一に許可制度

に対する基本方針を、これはむずかしいと思うのですけれども明らかにして、少なくとも将来の方向は明示する必要があります。いかがでしょうか。

○庄野政府委員 中小漁業につきましては、午前中から申し上げておりますように、千トン未満でかつ三百人以下の漁業者の経営体を考えておるわけでございまして。これは事業者の団体といったしましては水協法の適用を受ける範囲になつておるわけでございまして、こういう面からの組織化ということも可能であらうかと存じます。なお中小漁業の大部分は、御指摘のようにカツオ・マグロあるいは沖合い底びきとか遠洋底びき、あるいはサケ・マスといった面が多いわけでございまして。そういう面の許可方針でございまして、これは農林大臣指定漁業といたしまして大体の資源のワクあるいは操業状態あるいは漁獲努力、カツオ・マグロでございますと、漁獲率といったものを勘案しながら、一斉更新の場合に、許可方針を定める、それは中審の意見をよく聞いて許可方針を定める、こういうことになっております。一斉更新までに十分そういった基準を検討いたしまして、御指摘のようなことのないような方向で進みたいと思ひます。

○仮谷委員 この問題は非常に重要な問題であつて、私もいろいろ申し上げたいこともございまして、時間も、時間もございせんから、今後大いに御検討いたしまして、さらに御努力を希望いたします。一応政府案に対する質問は打ち切ります。

続いて、提案者の角屋委員に、たいへんお待たせいたしましたして申しわけあ

りませんが、簡単に二、三お伺いをいたしたいと思ひます。

まず、漁業基本法について伺いたいのであります。一般に漁業と云う場合は、大規模漁業、中小漁業、沿岸漁業の三つを含めて言つておることは御承知のとおりであります。そのうちで、国の積極的な施策を必要とするものは、言うまでもなく沿岸漁業と中小漁業であることはだれもが認める、社会党が一番強調をいたしておる問題であります。ところが、いわゆる漁業基本法という概念では、当然全漁業が対象となるのでありまして、現にこの基本法でも、大規模漁業を含めて規制の対象にいたしておるのであります。

これでは施策の焦点といたしますか、ほんとうに提案者の意図するところの焦点というものが何かあいまいになつてくるおそれがある、こういうふうな考へるのでありまして、私は、政府案がえて沿岸漁業等振興法案としたゆへもここにそののじやないか、こういう考へ方を持つておりますが、これについて御意見を伺ひます。

○角屋議員 今回私も提案をしております漁業基本法案並びに沿岸漁業振興法案、こういうものを提案いたしました考へ方を若干述べながら、ただいまの御質問にお答えいたしたいと思ひます。

冒頭に、水産関係に非常に御経験の深い仮谷委員から、わが党提案の法案について御質問くださいますことについて、心から敬意を表したいと思ひます。

きょうも、私は、本会議の質問でも、日米加問題の際に、特に国際漁業等を含めた基本方針の問題について総

理にお尋ねしたのであります。口には水産日本、あるいは漁獲高においては世界第一位ということを経営しておるわけでありましても、漁業内部を見ますと、仮谷委員も御承知のとおり、沿岸、沖合い、遠洋、さらに漁獲量の中小規模の漁業あるいは大規模漁業というふうな関係を見ても、非常に格差というものが非常にあります。またそれぞれが非常に問題を抱えておるわけでござい

ます。したがって、日本の水産業の長期正常の発展というものを考える場合には、やはり漁業基本法という考へ方の中で、従来とってきた漁業政策に対する反省、そしてまた現在の日本漁業の実態というものを明らかにしながら、しかも漁業基本法の中で、これはあくまでも基本法でありまして、沿岸から沖合い、遠洋を含め、日本漁業全体についての基本的な道筋というものをやはり明らかにして、いかなるものがある。特にわれわれが強調しておりますのは、従来の水産政策は、沿岸とかあるいは沖合い関係というのが規制された中で、特に戦後の復興期におきましては、資本漁業を中心にす政策がとられてまいつたのであります。したがって、特に沿岸方面において問題を多く持つておるというのが現状の姿かと思ひます。そして今後水産業の抜本的な振興をはかるためには、総合的しかも計画的にやらなければならぬという考へが出发点としてあるわけであります。仮谷委員もわが党の法案を十分読まれたと思ひますが、そういう観点から、漁業基本法の目的あるいは国の責任、さらに総合的、計画的な推進というふうな意味に

おいて、漁業に対する基本計画あるいは年次計画という中で、この計画の中に盛り込むべき必要最小限度のものを明らかにし、そしてそれを国会に報告をし、年次計画については翌年度の予算を付与してこれを推進するに万遺憾なくしめる措置をとつていく、こういう考へ方をとつておるわけであります。さらにまた、漁業基本法の中では、御承知のように、価格問題にいたしまして、あるいは流通問題にいたしまして、あるいは生産基盤の整備の問題にいたしまして、あるいは最近の貿易自由化の問題等とも関連して輸出振興、輸入制限等の問題にいたしまして、こういう基本的な問題についてはやはり考へ方を明らかにする必要があります。なおまた、最近経済の発展のため労働力確保というふうな問題がきわめて困難な条件を持つてきているわけで、これらの問題についても、やはり近代的な労働政策の感覚を持つて、漁業労働者に対する基本的な考へ方を基本法の中で明らかにする。さらにまた、災害その他の問題についても、どう取り扱うのかというふうな、日本の漁業政策全体を進める中で重要な問題について基本的な考へ方を明らかにしながら、しかも漁業政策を進めるにあつては、やはり総合的に基本的な計画の上に立つてこれを推進していく。そういう中で、先ほど申し上げております、特に今日までの水産政策の中で非常にしわ寄せを受けてきた沿岸漁業あるいは沖合い漁業関係、つまり中小の漁業者関係の問題について力点を注いでいこうということで、事業立法として沿岸漁業振興法案を出しているわけ

際漁業については御承知のとおり国際協調という面が必要でございまして、資本の恣意的な形で運営されるということには実問題として国際的に問題が起る場合がございまして。したがってやはり政府の指導による公社というふうな形で、特に国際面に関係の深い母船式漁業についてこの種方式を考えようかどうかというところで、積極的な意図として提案申し上げておるわけですが、実際に、この公社制度の中にどういふものを具体的に入れていくか。たとえば母船式漁業といっても、母船式漁業の母船と独航船を含むかどうかという問題もあります。われわれとしては、水産五社の母船あるいは独航船についてはこの公社の中に含めけれども、しかしその他のものについては独航船は別ワクにしてはどうだろうかというふうな考え方もあるわけですが、いまは、必ずしもコンクリート化しておるわけではありませんが、公社制度を考へる場合にはそういう母船、独航船の關係、あるいは母船、独航船のいずれも含むもの、あるいは独航船は別ワクにするもの等についても実情に即して考へていく必要があるだろう、かように思ふのであります。これは今後の国際漁業における指導の考え方としてどういふものを積極的意図として出しておることを御了承願ひたいと思ふのであります。

それから三十三条の海外漁業振興会についてもお尋ねがあったわけですが、海外に基地を設けて行なう漁業及び海外において外国人と協力して行なう漁業の健全な発展を図るため、別に法律で定めるところにより、政府の監督の下に置かれる海外漁業振興会

にこれらの漁業に関する調査、情報の提供、あつせん、連絡等の業務を行なわせるものとす。』ということ、移住関係の、今度の国会で議論されておる運営の問題を見ても、これは漁業関係でも、やはり農林省ばかりでなしに外務省が関係があつたりいろいろするわけですが、そういう面でも漁業に関する限りはやはり農林省が中心になり、政府と申しまして主として農林省関係の行政指導のもとにおいて海外漁業振興会というものを設けたいというふうな私どもとしては考へておるわけですが、これは従来の日本漁業に對するところの国際的な不信感あるいは批判というものをコントロールするためにも、総合的な視野からやはり政府の指導をそのまゝ受けて、そして積極的に協力する組織団体としてこの種の問題を考へ、特に海外基地漁業等の設定の場合に、このまゝ放任をしておきますと、先ほども別の問題で仮谷委員御指摘になりましたけれども、やまゝすれば資本の恣意にまかされてしまつて、中小漁業等を海外基地漁業に積極的に振り向けるというふうなことを考へる場合にも、やはり必ずしもそういう形になつていかない。そこで海外漁業振興会を設け、一つの窓口にしたゆゑんは、沿岸、沖合、遠洋を含めての総合政策の中で、海外基地漁業あるいは外国資本との合弁システム、こういうものを考へる場合に、特に総合的な基本計画あるいは年度計画というものにマッチをかけた形の中で、政府の指導に基づいて運用をやっていくというふうな意図をこの中に盛つておるわけでありまして。

○仮谷委員 第九条の問題は、これは

いささか基本的な考へ方の問題になりますからそれはともかくといたしまして、三十三条の海外基地漁業の振興といふ面からこれは非常に研究する余地があると思ふのは、いづれこの問題は、ひとつまた提案者の御意図等もゆつくり聞く機会を得たいと思ふのであります。特に政府は、基地漁業をすでに新規許可までやつておるのです。手放しでやるわけにはいかぬでしょうから、今後ともそういう希望者ができれば許可を与えるという説明を長官はいたしておる。そうするとこの問題は当然将来大きく考へなければならぬ問題である、着想としてはたいへんけっこうだと思ふので、いづれまた御高見を拝聴する機会を持ちたいと思ふ。

そこでもうあと一、二点、沿岸漁業振興法についてお伺いをいたしますが、率直に申しましてこの沿岸漁業振興法を見まして、その振興事業をずっと私一べつとしたしますと、これは私どもの意見と完全に一致とは申し上げませんが、見ても、ほとんど九〇%まで一致するものがあると思ふのであります。それだけに現在の政府が実施しておる沿岸漁業の構造改善事業とか、あるいはまた現在提案をいたしておる構造改善事業の八項目ですか、一体内容にどういふ違いがあるのか、ほとんど違つていないのではないのか、こういう感じを私は持つのでありますけれども、何か内容的に異なる面があればひとつ承りたいと思ふのですが、いかがでしょう。

○角屋議員 沿岸漁業の振興事業として私どもが考へております事業対象というものの内容の多くのものは、政府が今日沿岸漁業構造改善として進めて

おる内容と大差はないのであります。御承知の政府の場合においては、漁場改良造成あるいは経営近代化促進対策事業とか、あるいは経営近代化のための施設の導入とか、あるいは流通加工部門の施設の改良とかいふふうな面、あるいは意味では先行投資的といふものもあります。また沿岸漁業の構造改善事業の中でとらえていく面もあります。いろいろな時期的な面あるいは地域的な面、そういう点で跛行的な現象といふものが場合によつては私は出てくるかと思ふのであります。内容的には大差はなくても、私どもの考へ方としては、ここで考へておる沿岸漁業構造改善事業といふものを総合的にとらえて、しかもこれについては国の基本計画あるいは年度計画、県の基本計画、年度計画といふふうな形で総合的に推進をしていきたい、こういうところに内容的な問題よりも基本的な考へ方という点で私は違つた点があるように考へるわけでありまして、また同時に私どもとしては、沿岸漁業構造改善の場合には、たとえば十四項のところでは「漁業生産組合の育成に関する事業」といふふうなものも入っておりますけれども、これはやはり零細な漁業経営等の今後の構造改善の経営面の指導方向という問題では、これは一つの方向として意欲的なものを持つておるわけでありまして、また第十六項の「沿岸漁業者の住宅の建設その他漁村の生活環境の改善に関する施設の整備に関する事業」といふふうな面は、今日の漁村の生活環境等から見て、沿岸漁業の構造改善事業をやる場合に、単に漁業面だけのことを考へるのじゃなしに、生活面、文化面——文化面までと言う

とちよつと広くなりますけれども、生活面、そして漁業自身の沿岸構造改善事業を有機的に結びつけてやっていくという考へ方から、内容的に必ずしもそう大きな差はありませんけれども、全体を包んで、これを総合的、計画的にやろうという問題と、さらに沿岸漁業の構造改善の構造政策としての指導方向、あるいはその中で今日生活環境として悪条件下にある、そういう環境整備あるいは住宅も経営とマッチをした住宅建設の方向といふふうなものを取り入れておるところに、少しくわれわれのほうが前進があるのではないかと、こう思つておるわけでございます。

○仮谷委員 いろいろ伺いたいこともありますが、もう時間も切迫しておるようでありますから省略をいたしまして、価格問題は後ほど小委員会でお聞きいたしますが、もう一点だけ伺ひます。

第四条に、農林大臣は沿岸漁業振興基本計画を策定するといふのがあるのです。それと今度は漁業基本法に、さきに私が伺ひいたしました漁業基本計画というのがあります。この関連で、これを事務的な問題でありますから最後に伺ひたいとして終わりたいと思ひます。

○角屋議員 いま、基本法第三条と沿岸漁業振興法の第四条の關係について御指摘がございました。まことにこのもつともな御質問でございまして、これは当然私どもの法体系としては、漁業基本法、沿岸漁業振興法、これは密接不離の關係にあるわけでありまして、国が定める漁業基本計画あるいは漁業の年度計画というものと十分マッ

チしながら、国の沿岸漁業振興基本計画というものを立てるべきことは当然でございます。ただこの場合に、沿岸漁業の振興基本計画を立てる場合には、県の沿岸漁業振興計画という下からの計画の策定を十分しんしゃくをし、これを国の基本計画を立てるときに配慮しながらやっていくという考え方を御承知のように持つておるわけでありまして、当然御指摘の点は密接不離の関係において計画の樹立をやつていきたいと思ひます。

○長谷川委員長 次会は明五日前十時から理事会、十時十五分から委員会を開会することいたします。

これにて散会をいたします。
午後五時五十八分散会